

令和2年第6回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和2年12月9日(水曜日)

開 会 9時00分 ~ 散 会 14時22分

議事日程

開会 令和2年12月9日(水) 午前9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

追加日程第1 議案第16号 まちの縁側拠点施設新築工事請負契約の締結に
ついて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(7名)**議席番号**

1番	市原旭
2番	池田倫拓
3番	伊藤敬久
5番	清水教昭
6番	田中敏雄
7番 副議長	中野祥太郎
8番 議長	末若憲二

欠席議員 なし

欠員 1名

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開会 午前9時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 ただ今の出席議員は、7人全員です。これより本日の会議を開きます。

議事に入る前に、執行部より定例会初日の議案説明の中で説明誤りがあり、修正の申し出を受けておりますので、これを許します。まず、副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、お時間をいただきましてお詫びと訂正をさせていただきます。先日11月30日に開催されました阿武町議会定例会初日の一般会計補正予算書の歳入説明の中で金額の読み違いの指摘を受け、録音機を再生して確認しましたところ、説明誤りが判明いたしました。この訂正箇所は、補正予算書18ページの17款1項1目寄附金の説明の中で、むつみ演習場へのイービス・アショア配備に反対する阿武町民の会からの解散に伴う寄附金額27万4,989円を誤って274万989円と読み違えてご説明しておりました。この場をお借りしてお詫びし訂正させていただきます。以上です。

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長 同じく補正予算書の説明で、歳出の38,39ページで10款教育費4項社会教育費3目町民センター費の補正額を422万3千円の増額と説明しましたが、正しくは減額です。お詫びして訂正いたします。

○議長 はい。それでは、本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり一般質問です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、清水教昭君、6番、田中敏雄君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長 日程第2、一般質問を行います。質問の通告者が4人ありますので、議長において通告順に発言を許します。

はじめに、5番、清水教昭君、ご登壇ください。

○5番 清水教昭 本日の阿武町議会定例会にご出席の皆様、おはようございます。阿武町議会議員の清水教昭です。さて、これから一般質問を行いますのでよろしく願いいたします。

質問事項は、海岸線に住居を持つ人が安全に生活をするために、で進めます。

今年の夏は、台風の8号が8月25、26、27日、そして、9号が9月2、3日、10号が9月6、7日と、長崎県の五島列島付近を通過して北上しました。わずか2週間の間に、台風が同じようなコースをたどることは珍しい出来事と考えます。ですが、それだけでことを済ますことはできません。自然現象が重なれば、それに対して備えた人工物には何らかの大きな負担がかかり、歪やそこには被害が発生をしました。

阿武町においても例外ではありません。当然被害が発生をしました。従って、まずは海岸線の管理、次に被害状況、そして応急・恒久対策、それから予測システムとの流れに沿って、質問を行います。

まず1つ、海岸線の管理体制についてです。

日本の海岸線は約35,000kmあります。その海岸線の概要において、要保全海岸延長14,500kmと、一般公共海岸区域延長8,300kmと、その他（道路護岸・鉄道

護岸・保安林など) 12,600kmと、平成24年度版海岸統計資料で読み取れました。また、法においては、海岸法の制定が昭和31年にありましたが、長大な海岸線に比べて、海岸保全区域以外の海岸については、法律の対象となっていないことなどの問題点があり、平成11年に、法目的に海岸の環境整備と保全、適正な利用の確保を追加するとともに、法の対象が43年ぶりに抜本的な改正を行い、現在に至っています。そして、海岸法 第1条(目的)では、「この法律は津波、高潮、波浪その他海水、また、地盤の変動による被害から海岸を保護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。」となっています。さて、法律の詳細と分析はおきまして、9月3日に発生をした高波と高潮の被害がありました。そこで1点、5ヶ所の管理先と被害時の管理体制についてお聞きします。1つが町道の今浦西ノ宮線の防波堤そばの陥没と越波、2点目が宇田今浦漁港の市場・船の係留地を超えた高潮被害、3つ町道の尾無浜線の防波堤そばの陥没と越波、4点目尾無漁港での船の係留地を超えた高潮被害、5点目町道の奈古漁協線のその延長にある奈古漁港を取り巻いている道路を超えた高潮被害、この5ヶ所をお聞きします。

2点目、高波と高潮から発生をした海岸線の被害状況。宇田今浦漁港と尾無漁港、奈古漁港では、満潮時の時期にあわせて台風の通過方向に沿った高波による越波、また高潮による海水の流れ込みと漂流物の押し寄せがありました。そこで、1点5ヶ所の被害状況とその前後の応急処置。この5ヶ所の被害の実態が見えてきません。正確に把握した情報と、その前後にとられた応急処置をお聞きします。2点目被害が発生する前、また後の連絡網です、現場を直面した住民の声は、そこで生活をしておられる住民の方々にとっては生命と財産を守ることからもとても重要な声です。これらの連絡網の実態と住民への周知の仕方をお聞きします。

3点目、町道に隣接した海岸堤防の浜地部分の陥没対策です。宇田今浦漁港の脇にある防波堤には波消しブロックがありません。尾無漁港の脇にある防波堤は波消しブロックがありますが、砂利に埋もれて機能していません。いずれも町道がそばにあり民家が隣接し、その基礎は町道より低い状態です。また、宇田今浦漁港脇の防波堤と町道の間には民家があり、直接に越波をかぶっております。台風通過時と時化の時期は大変な状況に置かれています。仮に防波堤が崩れると、町道に沿ってある民家は大変な被害が発生をする状況になっています。そこで1つ海岸線維持管理の専門官派遣による視察。その仕事に精通した人が現場確認をすることがまずは第一歩と考えます。そこから読み込まれた現場経験の言葉が次のステップになり、今回の対策と非常時の対応につながります。2点目が防波堤への波による洗掘対策です。防波堤の底が大波の打ち込みにより洗掘されているようです。誰が見ても波消しブロックの投入が大至急必要と考えます。専門官の意見に沿って、早急の対策をお聞きします。

4点目、異常潮位予測システムの活用についてです。気象庁は、日本の沿岸で潮位に影響する海流や海水温を詳しく把握し、予測するシステムを新たに開発し、令和2年10月28日から運用を始めました。これにより異常潮位の発生や終息をおよそ1週間前に予測できるようになりました。そこで、潮位予測システムと防災無線との連携活用。早い情報提供が浸水や冠水・越波への備えに役立つことが期待されます。「備えあれば患いなし」の言葉があります。海面の満潮時、台風の通過時にあわせて連携活用が出来ないのか。お聞きします。

以上、質問内容は大きく4点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の5番、清水教昭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 ただ今は、清水議員から、「海岸線に住居を持つ人が安全に生活をするために」ということで、具体的には大きく4点のご質問をいただきました。

この中で、1番目から3番目までは、個別的な5つの施設の管理体制と、9月3日の台風等による被害状況、また、これら施設に対する応急措置と今後の対策等に関するご質問でありますので、後ほど担当課長の方から詳しくお答えをさせていただくこととし、私からは、4点目の異常潮位システムと防災無線との連携活用についてお答えをさせていただきます。

議員が説明されたとおり、気象庁は、今年10月28日から異常潮位の発生や終息の予測の提供を始めました。潮位や波高は気象条件はもとより、地理的、地形的条件で全く異なったものとなることはもちろん言うまでもありません。気圧や、風力、風向、そして海水温、特に地形的な条件である海底の深さ、そして勾配、更に施設の設置方向など、諸条件の組み合わせによって大きく異なって参ります。例えば、同じ台風でも接近時の潮位や防波堤、護岸等の位置、向き、また、港内の静穏度も開口部の方向が違えば状況は全く異なったものとなります。こうした中、異常潮位を含む異常気象については、気象庁が警報等を発するわけではありますが、その際に町としては、当番の職員を待機させることとなっておりまして、更に状況によっては災害対策本部を立ち上げ、実際の現場の推移を見守りながら、場合によっては責任者である私が判断を下し、防災無線等により避難命令等を発令することもあり得るところであります。ご質問にあった異常潮位システムについては、まだ、運用が始まったばかりであり、精度や効果は未知数の部分も若干ありますが、今後、精度も向上し、事前の対策や住民の避難、あるいは被害予測等も大いに活用が期待されるところでありますので、しっかりと、連携、活用を図って行ければと考えているところであります。私からは以上です。

○議長 土木建築課長。

○土木建築課長 それでは引き続き清水議員のご質問、1番の「海岸線の管理体制」、2番「高波と高潮から発生した海岸線の応急処置」、3番の「町道に

隣接した海岸堤防の浜地部分の陥没対策」についてお答えさせていただきます。

まず、議員が述べられました5つの施設、護岸、岸壁、道路については、全て町が管理する漁港施設や海岸施設、また町道であり、土木建築課が所轄しているところでもあります。これら施設には便宜上、それぞれに名称が付けてあるわけではありますが、それぞれ構造等の概要を説明させていただきますと、漁協宇田郷支店背後の護岸、防波堤の付け根部分から宇田川河口部までの間ですが、施設名が『今浦護岸』と言い、構造はコンクリート製の擁壁で、大きな波の塊が陸地側に飛び込まないように、いわゆる波返しではありますが、海側の面が湾曲状となっています。また、根入れ上部には砂利が堆積しているため見えませんが、洗掘防止のための被覆石が敷並べてあります。なお、今年の台風による被害状況については、台風9号の接近時に撮影した写真がありますが、これで判断すれば、沖側にある離岸堤の消波効果と、護岸の波返し効果もあり、打ち寄せた波は、2階建ての民家の屋根の高さ程度まで上がったものの、護岸を越え民家側に進入した波は飛沫程度であったものと考えておりました。ただし、その後、背後地の居住者の方と用地利用者の方にヒアリングを行ったところ、舞い上がった波の一部が強風の影響で、すぐ背後の用地部分に打ち付け、砂利を町道側に寄せたとの事でありました。幸い、家屋、護岸、道路等への構造的な被害、家屋に対する床下浸水等はなく、背後地の掘削された部分も、用地の利用者で復旧されたこと、また、このように大きく砂利を飛ばすような波が越えて来たのは、恐らく今回が初めてであったということをお聞きしているところでもあります。宇田・今浦の競り市場前の護岸は『物揚場(B)』、その横は『P今浦物揚場』と言いますが、消波機能付きブロックとL型ブロック、及び方塊コンクリートの積上げ構造となっています。こちらも、漁協にも確認済みですが、冠水等はあったものの構造的な被害についてはないと判断しています。尾無地区の尾無川の河口から県道のトンネル付近までの護岸は『尾無護岸』と

言い、下部は前面に勾配のある擁壁コンクリート、上部のパラペット部分は波返し形状のコンクリート構造となっています。今回の台風で、特に目立った形で被害があったのは当カ所で、基礎部分を守る被覆石が長年の波により移動、流出し基礎部分が露出していたため、擁壁の底部から背後地の土砂等が流れ出て、小範囲ではあったものの用地の一部が陥没したところがありますが、被害拡大防止のため、早急に大型土嚢等を擁壁の背後に投入し、土砂の流出防止等対応したところであります。なお、今後更なる処置として、流失した被覆部分については、残っている被覆石を利用しながらコンクリートを打設し、基礎部分の強化を図る予定で、このことは地元自治会長等にもお伝えしているところであります。

次に、宇田郷漁港の尾無地区と、奈古漁港の高潮被害についてであります。今回、尾無地区の用地『尾無駐車場』、これはスラリーアイスの機械倉庫がある箇所、施設名は『尾無西物揚場』と言いますが、この護岸を越え宇田郷定置網の倉庫も冠水しました。また、奈古漁港の競り市場から漁協奈古支店にかけても冠水しました。奈古の同箇所については、平成20年に高潮対策として嵩上げをしたところでありますが、逆流防止のフラップゲートが牡蠣等の付着により完全に機能しなかったことや、港外のうねりや強風による波が打ち寄せたこともあり、護岸より若干低い船揚場から越流したことが要因であります。ただ、対応につきましては、両漁港とも地元消防団による迅速な土嚢の設置により、人家への浸水等、大きな被害には至らずに済んだところであります。なお、フラップゲートの今後の管理については、漁協さんと連携しながら、定期的に牡蠣等の除去を行うこととしています。また、『尾無西物揚場』の護岸については、長寿命化・機能保全対策事業により、令和3年度に改修予定で、天端高は現状より、20cm程度上げる予定としています。

漁港、海岸施設については、背後地を津波や高潮等の災害から防護するため

の重要な施設ですが、今後、老朽化した施設の急速な増加が予想され、防護機能の低下に加えて陥没等の発生が懸念されています。一方、漁港海岸施設は、陸上施設と比較し構造が大きくなることや、施工には経費が高額な起重機船等が必要なことから、工事費用はどうしても大きくなります。このような状況に対して、長期的・安定的に対応するためには、財政状況等を考慮しながら補助事業の活用等、維持管理に要する費用負担の縮減により平準化を図りつつ、持続的に機能を確保していくことが重要になってきます。そのため、町では平成23、24年度及び平成30年度に漁港・海岸施設の健全度や長寿命化に向けた調査を漁港海岸施設等の専門業者である設計コンサルタント会社に業務委託し、長寿命化計画を策定したところであります。なお、当調査については、今後も計画的に行う予定としていますが、この調査結果を基に、平成元年度の筒尾用地護岸機能保全工事や、現在実施中の尾無の「L尾無防波堤」の機能保全工事のほか、修繕が必要な箇所については、優先順位を付けながら、計画的に設計及び工事を実施する予定としております。また、今後は、国土強靱化基本法の施行に伴う補助事業も本格的に実施されることが予想されること。また、農林水産省、国土交通省においても、先月11月に「いのちとくらしを守る、津波・高潮プロジェクト」を立ち上げ推進されるとのことから、町としましても、国等の動向に注視しながら、利用可能なものは積極的に活用し、清水議員からご指摘いただいた施設を含め、潮位変化等に伴う改善、改修等が必要な箇所については、調査の上整備の検討を行って参りたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、清水教昭議員「あります」という声あり。)

○議長 はい。5番、清水教昭君。

○5番 清水教昭 3点くらいあります。1点目は、まず町長の方から、潮位

予測システムのご答弁がありました。その中で、そのところは責任ある私が対応を判断いたしますと答弁いただきました。ということはどういうことかという、ある必要な基準があろうかと思えますね。この状態になった時にそれは避難してください、又は避難勧告、又は退避してくださいとかですね。そういう基準がもう設定してあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思っております。それから、課長の方から答弁いただきましたところで2点お聞きします。まず、町道の設置状況に違いがあるんですね。その尾無護岸又は今浦護岸の側に町道があります。例えば、宇田郷の漁港には中を取り巻く町道があります。宇田今浦漁港には今浦西宮線、宇田元浦漁港には元浦線があり、尾無漁港には尾無浜線があります。この3本の町道は、側溝があつたりなかつたりしますね。現場に行ってヒアリングをされたということですから、当然その辺は理解されていると思えます。越波した海水がその側溝に流れることによって、波の拡散被害が防げます。だから、その側溝を今後作る必要があるのかどうか、又、そこには町道ですから道路があります。アスファルトで、又はコンクリートで作ってごさいます。だけど、道路の両側の縁を傷めないために民地と道路の間に仕切石があります。これもあつたりなかつたりしているんです。町道の側にはその砂利がもうありますので、砂利が縁面を傷つけます。だから、町道を保全するためにも必要なものと考えます。どうするのかこれをまず町道という切り口でお聞きします。それと、先ほどヒアリングされて何人からお聞きされたとの答弁でしたが、その防護壁ですね防護護岸、それぞれ道路脇の防波堤と民家までです。では、何mの距離がありますか。特に、尾無と宇田今浦ですね。合わせてその時に波の高さ、どれくらいの波がその防護護岸に沿ってどーんと上がったのか、当然お聞きされていると思えます。どれくらいの高さまで打ち上がったのかお尋ねします。合わせて、このような波の状況は発生した時ににおいて、何を判断基準にしてそこに住んでおられる越波してきた民家の隣の人たち

は何を基準にして避難を開始したらよいのかお聞きします。以上です。

○議長 町長。

○町長 潮位予測システムのお話であります。そうした中で、避難の命令であったり町として発令したりするわけではありますが、その基準ということであります。特に、波、高潮等につきましては、システムによって一定の予測がなされるわけではありますが、実際には、先ほども申しましたように、例えば多くは湾内であったりそういった所になると思いますから、形状によって予測が何m何cmというのがそのまま当てはまるものではありません。ですから、やっぱり現場が一番大事ということでありまして、波も、落雷とか地震というものであればその瞬間に起こるわけでありまして、特に高潮などというものについては、前があって現在があって後があるという時系列的に流れていくわけでありまして、現在の状況、そして今後の予測、そうしたものも踏まえた中で、一番大事なことは現場でありまして、現場を見て、そして、もちろんそういった時には職員を現場で警戒に当たらせてますし、又手が足りないときは消防団にもお願いして、現場の警戒、状況等についての報告をいただくということでもありますから、事前に流れてきただんだんと上がってきた潮位と、そして今ここにある。そしてシステムの中で今後どういったものであるかというのを予測した中で、これはもっとこの状況が続くということであれば、早めのそういった諸々の発令行為をやっていく。ここがピークで今から多分収まるであろうと判断できたのであれば、そこはそういった避難命令等の発令はしないというふうな判断は、その時その時、そしてどこに今の状況があるのかということ、私の方で、もちろん職員、そして消防団あたりとの情報を勘案しながら総合的に勘案して判断していく。まあそういうふうなことでありますから、何cmだからどうだというふうなそういう1つの指標をもって判断をすることではないということでございます。

○議長 土木建築課長。

○土木建築課長 3つ質問をいただきました。まず1つ目が、護岸背後の町道に側溝の必要性ということではありますが、特に今浦のことを言われるんだと思うんですが、今回、たしかに用地の方に海水が流れて入ってきたということですが、このことにつきましても、一応地元の方にヒアリングをしまして、その原因が、たしかに越波したのものもあるんですが、特に大きかったのが、今回の台風により砂利が宇田側の河口部に打ち上げられた関係で河床が高くなったことから 河川護岸に河川管理用の穴というかあるんですが、陸閘が差せるとこなんです、そこから大きく水が入ってきたということを聞いております。で、側溝の必要性ということなんです、ちょっと今浦の用地については、個人の土地と町有地とその辺の調査をさせていただくとともに、用地の舗装という話もありましたが、舗装すると逆に水が染みこまないという話にもなるかと思えます。ですので、その辺を一体的に勘案しながら検討しながら又考えてみたいと思えます。で、河口の土砂の堆積については県河川となりますので、今ちょっと県の方とも協議しておりますが、県の方でも砂利の除去等を検討していただいている途中であります。それから、民家のどれくらい波が上がったかということ。ちょうどその台風9号の時は奈古の方の高潮被害もありまして私どもそちらの方の対応をしておりました。で、現地の方には宇田郷の支所長が行ってくれています。その写真を撮っていただいておりますが、その写真で判断すると先ほども言いましたけど民家の2階部分くらいまでは上がっているということを確認しております。それから、何を判断基準として避難をするかということですが、これも町長の回答でもありましたけど、場所場所によって波高、波とかですね、例えば奈古と宇田でもずいぶん違います。でその災害が起こりそうな時にはそれぞれ当番というか職員が付きます。本当にひどい時は各班に分かれて確認しますので、その状況を見ながら最終的には町長が判

断して、無線放送等流すようになると思います。以上です。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、清水教昭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。5番。

○5番 清水教昭 もういっぺん確認しておきたいと思います。今日ですね、写真2枚用意させていただきました。これが宇田の今浦護岸に打ち上がった波の高さです。こちらは尾無です。はるかに民家の2階の屋根の上を越えているんですね波の高さが。それも宇田今浦漁港では、今浦護岸の方では民家と護岸の距離がもう5m前後なんです。だから、台風が来ないでも日常の時化の時でもぼーんと高波が現在上がっています。従いましてお聞きしたいのは、こういう所には波消しブロックをある程度入れ込まないともう上がって大変な状態、ひよっとしたらその護岸が崩れたらもう民家全滅です。だから優先順位を高く持っていて、そういう波消しブロックの投下が出来ないかどうかお答え願います。

○議長 土木建築課長。

○土木建築課長 早急にという話ではありますが、これもちょっと話をしましたが、漁港、海岸事業については経費が大変高くつきます。これをすぐに町費の方で町単独でというのはちょっと難しいと思います。ですので、これも回答の中でしましたけど、今後そういった最適な補助事業を探しながら県と相談しながら検討していきたいと思います。以上です。

○5番 清水教昭 分かりました。

○議長 5番、続いて2項目目の質問を許します。

○5番 清水教昭 次の質問事項は、豊かな自然環境の中で生活している私たちと風力発電事業は共存が可能なのか、で進めます。風力発電事業の説明会は阿武町の3地区と萩市の3地区で行われました。6地区とも活発な質疑応答が

あり、それぞれの立場で理解が進んだと考えられます。6地区とも参加をされた方は私以外にもう1名の方がおられました。その方には本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。当然、各会場でのやり取りは各分野で分析をされて次回につながると考えます。そうした中、阿武町の住民は、穏やかな気持ちになりこの事業を注視していく必要があります。でないと、この事業は今を生活している阿武町、萩市の皆さん方と、そして未来の私達の子どもから孫の時代へと受け継がれていきます。従って、「後顧に憂い」を残さないために、冷静な判断ができるように、説明会に参加し知識を高めていくことが大切となります。そのことを考えると、それぞれの立場において私たちには責任が大変に重く、重大な局面が目で見えているところまで来ています。だからこそ、今回も前回に引き続いて、行政のお考えをお聞きします。

1つが、奈古粘土の取り扱いとそこへの雨水の浸透と湧水は、です。輸送用工事道路、本体の設置場所には粘土鉱床が存在をしています。この朱泥色をした奈古粘土について、説明会での質問、また行政から知事への意見提案がありませんでしたので確認を行います。奈古の床並から宇田郷の柳ヶ迫（井部田附近）の町有林地等に24～27万トンの粘土が埋蔵し、タイルや陶磁器の原材料として極めて有望であることが確認をされています。その中で、わが国の粘土資源は枯渇化の傾向にあります。この貴重な資源を有効に利活用すれば町の活性化につながります。そこで、良質な奈古粘土が発見された場合、工事用道路、設置場所に良質な奈古粘土が発見された場合はどう対処されますか、お聞きします。次に、奈古粘土層からの水の流れ、また粘土層を処分してしまうと、雨水の浸透とその流れが変わります。そうすると湧水の流れも又大きく変わります。林業・農業・漁業への影響は計り知れない状況になります。お考えをお聞きします。

2点目、景観調査でのフォトモンタージュ予測について、です。風車の景観

をフォトモンタージュ予測されたことについては説得力がありインパクトがありました。しかし、計画段階環境配慮書の中で総合的な評価がされていませんでした。それは、「事業実施想定区域から2.0kmの範囲における配慮が特に必要な施設等の合計は540戸である。このうち住宅等が539戸であり住宅等以外が1戸である。」と書かれています。これから読めることは、宇田郷地区が宇田浦、宇田中央、尾無畑、惣郷の4つの自治会の全てと、高齢者福祉複合施設ひだまりの里がスッポリと入ります。奈古地区が河内、木与集落が入ります。福賀は伊当、新田、宇田地、新生、栃原、上笹尾、下笹尾、飯谷、金社の9集落が入ります。そこでお聞きします。事業実施想定区域でのフォトモンタージュ予測です。しかし、事業実施想定区域が今回絞られました。それであっても、事前の情報からその対象地区の集落の方が参加をされていますから、フォトモンタージュ予測をされれば良かったと考えます。次回でも遅くありません。お聞きします。2点目、特別地区又は施設からのフォトモンタージュ予測です。これ以外でも、高齢者福祉複合施設ひだまりの里、モドロ岬、道の駅阿武町、阿武小中学校、福賀小学校等があります。この際、大切な所のフォトモンタージュ予測をされることのすり合わせが出来ませんか、お聞きします。

3点目、説明会の実施単位に工夫。阿武町を俯瞰して見た時は3地区に分割がされます。従って、単純なパターンの思考が働きます。よって、1回目の説明会の開催は3地区で良かったと考えます。しかし、実施してみると色んなことが判明しました。日付、曜日、実施時間帯、会場の場所、参加する交通手段、会場の広さによる空調、音響効果、資料の準備数、参加者の年齢構成、新型コロナによる席の配置、駐車場の広さ等が影響してきました。考えてみれば、当たり前のことであり、行政にしかわからない部分があるので、地域住民を意識するのであれば最初から様子を見るのではなく、もっと的確な配慮が必要であったと考えます。そこで1点、参加者と事業者とが理解する説明会。今回はこ

れだけでは済まされません。風力発電を設置する場所によっては、自治会単位、又集落単位の説明会も必要と考えます。経営戦略に「ドラッカーの法則」があり、「選択と集中」の考え方を参考にするのも一つの手段です。「自明の理」の戦略とも考えられます。行政側の「地の利」を活かした働きで、住民に寄り添った環境で、参加者と事業者とが納得のいく説明会の工夫について、お聞きします。

4 点目、環境影響評価方法書の広告・縦覧。環境影響評価方法書の縦覧が、2020年12月上旬から2021年1月中旬にかけて行われる予定ですが、計画段階環境配慮書の縦覧の時はひどいものでした。分析はされていると考えます。そこで、住民への積極的な情報提供、縦覧の準備と広告、その手配は、相手側の考えでしょうが、指をくわえて待っているということにはなりません。住民に寄り添った説明会に向けていくためにも、あぶ広報で知事への意見として「地域住民などに対して、積極的かつ分かりやすい情報提供を行うとともに」とされました。そこで反省を踏まえて、ここらへの積極的な取り組み展開をお聞きします。次、縦覧資料の分かりやすい内容構成です。今度は、縦覧資料が環境影響評価方法書になります。内容は「調査、予測及び評価の手法の取りまとめ」になっています。何か難しい言葉、計算式等が浮かんできます。説明会に参加する対象者は、現役を離れた高齢者が大半を占めます。従って、内容に対して相手側とのすり合わせ等について、お聞きします。

5 点目、行政が判断をする最新の知見と科学的根拠、です。先の一般質問で、風力発電事業に対する立ち位置の答弁がありました。それは「従来からの先入観や思い込みを排除しその上で最新の知見と科学的根拠をもって事業の全体像を見極めて冷静な判断を下す。」とありました。そこで1つ、知見と科学的根拠から見える判断基準です。この言葉を聞けば汚れもなくその通りと思います。しかし「知見」の言葉をひもどくと、「実際に体験をし見て知ること。又

見聞して得た知識」となっています。要は行政としてどのようなことを知り何の知識を求め、それを証明するための科学的な根拠や証拠すなわちエビデンスを必要としておられるのか。当然1つでなく最低でも4～5項目はあると考えます。住民の皆様方も、これを参考にして説明会に参加し自分の判断基準にされます。また、行政側の最終判断の決め手にもつながりますので、誰でも分かり易い内容での報告をお聞きします。

以上、質問内容は大きく5点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の5番、清水教昭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 風力発電についてであります。

(仮称)阿武風力発電所建設計画の経緯につきましては、既に9月の一般質問でお答えしておりますので省略させていただきますが、その後、10月14日には奈古地区町民センターで、そして15日に宇田郷地区のふれあいセンターで、更に16日には福賀地区のうそんセンターで、それぞれ事業主体であります日立サステナブルエナジー株式会社、そして環境アセスメントの受託会社であります一般財団法人日本気象協会、更に建設工事を行う株式会社日立パワーソリューションズが出席して住民説明会が開催されたことは今申されたとおりであります。清水議員は、町内3地区のほかに萩市の3地区の説明会にも参加されたとの事ではありますが、町内では各会場とも町内外から80人程度の参加があり、主催者側からは、会社の概要について、そして風力発電の概要について、そして環境影響評価について、更に今後の予定について説明があり、その後に質疑が行われましたが、参加された方からは健康被害への不安や自然への配慮、あるいはメリット、デメリットなどについての質問がありました。又、11月からは惣郷の町有林で風況調査を行いたいとの申し出があり、現在風況調査が行われているところであります。そして、来る12月18日には、経済産業省に事業計

画の認定の申請がされる予定だと聞いております。

さて、1点目の質問、奈古粘土の取り扱いとそこへの雨水の浸透と湧水の影響について、であります。奈古粘土は、県道益田阿武線の河内上から林道河内蠟石山線を4 Km程度北上したいわゆる旧ろう石山鉦山付近の、奈古床並柳ヶ迫の町有林等に位置し、昭和63年に実施した調査によりますと、24万～27万トン埋蔵されておまして、朱泥色の舗道用タイル、あるいは建築用・日用陶磁器の原料として有望視されましたが、その後、試作も何度も重ねられましたが、残念ながら製品化には至っておりません。この場所につきましては、住民説明会でも示された事業実施想定区域の西の端に位置し、現在計画されている最も西にある風力発電機から2 Km程度の距離にあり、地形的にも開発に伴う水の流れには影響はないというふうに思われますが、事業者には位置を示して、環境影響評価方法書での配慮を求めたいというふうに思います。

次に、2点目の、景観調査でのフォトモンタージュ予測について、であります。このフォトモンタージュは、風力発電機を設置した場合景観としてそれがどういふふうに見えるかというものであります。風車は山の上に更に高さ148 mという大きな構造物ですから私も興味を持って見ましたけども、議員ご指摘のとおり宇田浦など実施想定区域の住民の皆さん、あるいは道の駅を始め町内主要施設からのフォトモンタージュの作成についても、これは有用と考えるので事業者の方へ依頼をして参りたいというふうに思います。

次に、3点目の、説明会の実施単位に工夫、ということではありますが、前回の町内3地区で行った住民説明会は事業の概要説明でありました。環境アセスメントにつきましては、まだ計画段階環境配慮書の段階で、風力発電機の設置位置も不確定であり、事業実施想定区域もエリアとして幅を持たせたものであること、又配慮事項については、文献調査の段階で事業者が各論の質問に対応しきれていない面もたしかにありました。次回の環境影響評価方法書以降の説

明会からは、環境影響評価法及び電気事業法に位置づけられた説明会になりますので、事業者の方にもしっかりと準備をしていただいて納得のいく説明を求めたいというふうに思います。なお、今後は3地区での全体説明会のほかに詳細、個別の話はエリア内の例えば集落単位であるとかそういった説明会が開催されるものと思っております。

次に、4点目の、環境影響評価方法書の公告・縦覧について、であります、前回、12月の上旬から来年1月中旬にかけて環境影響評価方法書の公告・縦覧が行われると聞いておりましたが、少し遅れて1月の下旬の予定になるというふうなことであるそうであります。また、住民説明会につきましても、その後の2月開催にずれ込むというふうなことになるようであります。なお、このことにつきましては、広報紙等を通じて住民の皆さんにはお知らせをして参りたいというふうに思います。今回の方法書の公告・縦覧につきまして、特にホームページにつきましては、前回のようにインターネットのブラウザによっては見えない、あるいは印刷が出来ないということが決してないように、事業者には対応を強くお願いしたところでありますし、今後とも分かりやすい情報提供を求めて参りたいと思います。また、住民の皆さんへの町の広報紙等でもできるだけ分かりやすくお伝えしていきたいと思っております。

最後に、5点目の、行政が判断する最新の知見と科学的根拠について、であります、これについては、まず、事業実施主体である日立サステナブルエナジー株式会社が関係住民等の理解を得るよう、事実に基づいてしっかりとした説明を行う事が何より重要であります。風力発電事業の許認可については、経済産業省、その許認可の中に環境アセスメントをクリアしていることが当然要件となっております、特に、騒音や低周波などの健康被害につきましては平成29年5月26日に環境省から「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」というガイドラインの定めがあります。繰り返しになりますが、電気

事業については電気事業法、環境アセスメントについては環境影響評価法、その他開発に関わる関係法令に基づいて、それぞれ審査、また認可されるものであり、当然、これには最新のデータを持って判断基準や指針があるところであり、この手続きに関わる中で、私も町長としての意見を申しますし、公告・縦覧、また説明会を受けて住民の皆さん方も事業者に意見が言えるしくみになっております。くれぐれも、町は住民の皆さんと同じサイドで、事業者に対して万全を期するよう意見を申し述べる立場でありますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。以上で答弁を終わります。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、清水教昭議員「あります」という声あり。)

○議長 簡潔にお願いいたします。5番、清水教昭君。

○5番 清水教昭 はい、2点、1つは説明会の実施単位をとということで、まあ集落別にされるのではなかろうかという非常に前向きな回答をいただきました。そうだと思います。その中で住民が一番心配しているのは、そのできるものが国有林なのか、町有林なのか、又は私有林なのか、これが図面上で立ち上がり、そして計画地の周辺の木がそういう中でどういう位置につけば、じゃあそれならば判断基準としていいなということになります。従いまして、山の持ち主の図面に標記してそこに風車の計画地を入れることが出来ないか、その辺の突き合わせをしていただけないかどうかをお聞きします。そして2点目が、適地と結論が出た場合、今から方法書がずっと上がりましてですね。住民の反対と賛成が拮抗した場合、当然町長は冷静な判断を下すということになっていらっしゃると思いますので、日本海からの風量は私は十分にあると思います。だから、本体の設置場所も可能で適地と判断が出た時に、そういう意見が拮抗した場合に、行政としてどう判断されるのかお聞きします。以上2点です。

○議長 町長。

○町長 まず、1点目は位置がある程度決まってきた場合にどうするかというふうなことでありますし、このことにつきましては、現段階では配慮書の段階なので大まかなエリアと説明会の時にポツポツと打ってありましたけども、あれはまあ机上のまあこんな辺でしょうというふうに理解をしております。ですから、今から風況調査をし、あの時点ではまだ文献調査の段階ですからNED Oの風況マップと、それと地形図あたりを皆見合わせた中で、ここら辺り、標高とかですね、地形及び標高を見た中でこの辺でしょうねというのが説明会の時にポツポツと打ってあったというふうに思います。今度はそのポツポツがある程度今度は風況調査、もう今現在進行中でありますから、それを基にこの辺が今度は予定地的なある程度固まった予定地的なものをプロットしてくると思いますから、それを見なければ実際には分かりませんが、その辺が明確になりましたらですね、早い時期に明確にしてくださいよということは申し上げていかなければならないし、そこについては方法書の中で出てくるのではないかと私は思っていますから、そのことがありましたら皆さんに指示するように指導じゃないけど言っていきたいと思います。それから、もう1つが、例えば賛否拮抗した場合というふうなことでありますが、何をもってそれを測るかというのはなかなか難しいし、全ての住民に対してアンケート調査をするわけでもないし、町がそんなことをする必要は私はないと、するべきではないというふうに思っておりますから、その中で賛否拮抗って何なのかという判断は、なかなか難しい、声の大きな人もいるし、清水議員お得意のサイレントマジョリティという言葉もありますけど、そういったふうな中でどう判断するかというやっぱりここは町長としての政治的判断に私はなる、最終的には思います。ただ、私の立ち位置は、先ほども申しましたように私が事業者ではありません。そして許認可権限はあくまでも経済産業省、経済産業大臣にあるわけで、そして経済産業大臣がそれを諮る時には環境省辺りの環境影響評価、これらをクリ

アして一定の国の基準がクリアされなければもちろん許認可はされません。されるわけありません。ですから、それらが私はきちんとクリアできているんだなということを判断するのが私の判断であるというふうに思っておりますから、私がこれがいいとか悪いとか認可するとかしないとかそういう問題じゃない。そこを何となく住民の皆さん方もなんか町長が何か決めるのみたいな思いがあるようではありますが、そこはちょっとこの場を借りてですね、先ほども申しましたように、私が事業主体で町が事業主体ではありませんし、そのところはよく住民の方にも理解していただかないと、あたかも町がこれをやるような思いの方もいらっしゃるんですけど、それは少し違うかなと思いますし、正に国の経済産業大臣が最終的に決める。そしてその前提となるのは国が示す健康被害等を含めたガイドライン、ここなんですからそこをしっかりとご理解いただければ有り難いなと思っております。

○議長 これをもって、5番、清水教昭君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 10時06分

再 開 10時15分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に、1番、市原 旭君、ご登壇ください。

○1番 市原 旭 1番、市原 旭です。私は2つの項目について質問します。

まず、ネット環境活用による暮らしの変化について伺います。

現在、阿武町では、「光ファイバ整備化に関する整備推進事業」に基づき業者選定がされ、いよいよ令和3年度には、インターネットの高速化が動き出します。これは、住民にとってもこれからの町づくりにとっても、大変喜ばしいニュースだと思います。今後、情報化をどのように推進し、住民サービスに繋

げていかれるか伺います。行政サービスとして思いつくのは、フリーW i F i (公衆無線LAN) の拡張ではないでしょうか。現在、本庁あるいは各支所でも同様のサービスがありますが、エリアが極めて狭く住民サービスと言うにはあまりに非力な状況であります。先般、福賀支所でスマホ教室や農業まつりの配信が行われました。一度に複数人が回線を使用してしまうと通信速度が低下し画面が動かなくなるいわゆるフリーズの状態になります。災害時には、住民の避難所ともなる場所です。快適な環境が望まれます。今後改善していくおつもりだと思いますが、町長のお考えを伺います。

現在、道の駅周辺ではW i F i エリアがあるそうですが、滞在型交流拠点、キャンプフィールドやビジターセンターまでエリアを拡大される計画があるか伺います。そういったサービスがあれば、SNSに写真はもとより動画であっても気軽にアップし、情報発信していただけたらと思います。キャンプ場の利用者は滞在時間が長く、その時折々の発見があると思います。コバルト色の海、夕焼け、美しい自然を見て癒やされる人は多いと思います。またそれらをSNSで見たことで、今度行ってみたいと感じる方もきっと多くいらっしゃると思います。いわゆる口コミ効果により集客、誘客に大きく貢献すると思います。ホテルでよくある館内で使えるW i F i サービスのような事をお考えではないか伺います。エリア内の方に限定情報を発信出来ます。温水プールや温泉、食事の出来る場所、それらの営業時間など管理棟にわざわざ出向かなくとも情報を発信できます。日々のイベント情報や、その日の鮮魚、野菜、漁師・農家のプチ情報といった販売拡大につながる情報も流せます。地元産物のPRとなり購買意欲へと繋がります。つまり、まちの縁側事業の目指す地域内循環に寄与する事になると考えます。

一方で、災害時にも有効的です。いち早く天候の変化、地震情報、津波、大雨、雷などを予報的な情報も含め一斉に周知出来ます。町長のご見解を求めま

す。現在、阿武町ではユーチューブで動画を配信されています。ホームページにアクセスするたびにこまめに更新されているので頻繁に覗くようになりました。ある意味新しい形の阿武町情報番組 i i (あいあい) ネットあぶと思わせるほどです。先般開催された福賀大農業まつりオンライン特別版や無角和種100周年記念シンポジウムのオンライン配信など、模索であっても、WEB配信の実績を残して来ている事、大変嬉しく思いますし、将来に向けて手応えを感じます。これからブロードバンドに移行すればもっとスムーズな送受信が可能となり画質の向上も期待できます。いずれ簡易スタジオを設けても良いのではないかと思うほどです。今回の光回線導入をチャンスと捉え、町内の情報化を改革するような計画はないでしょうか。決してナローバンドである現在でも出来ないわけではありませんが、町長に伺います。

私なりに考えた暮らしに根付いた事柄を提案させていただきます。今回私は、はじめて国勢調査をオンラインで行いました。今後こういった調査物は、この先オンラインになっていくのだろうというふうにも思います。しばらくして、町から健診に関するアンケートというものが来ました。早速特定健診、がん検診に関する意向調査がオンラインで出来るようになっていました。また、新しいキャンプ場募集もオンラインで参加出来るようになっていました。アンケートは、集計にかなり手間がかかります。オンラインで行えば手間が軽減されます。そういった意味でも是非オンラインを、といった事をPRするべきだと思います。

さて、高齢者の見守りサービスについて伺います。以前、地区内で独居の高齢者宅で火事が起きました。消防署への第一報は、遠く離れた息子さんからでした。離れているのに何故判ったかと言いますと、見守りの意味でネットを利用したカメラを設置していたからでした。今、こういった見守りが出来るツールがたくさんあります。少し紹介しますと、カメラ以外にもセンサーで部屋

の明るさ、トイレの回数などをデータ化しクラウドに蓄積するモノ、乾電池と同型の I O T の機器をテレビのリモコンなどの機器に入れて置き、その機器を使うたびに内蔵した B l u e t o o t h の機能によりスマホ経由で使用状況がクラウドに通知される仕組みのモノがあります。今や、家族は離れた場所からスマホで状況を確認、見守りが可能な時代です。遠方に暮らしていても、異変に気づかれた時に、前もって決めておけばご近所の方が駆けつけるなどといった事も出来ようかと思えます。現状では、まだ不要と思われても、この先人口減が進みお隣との距離が更に広がります。一人暮らしも増加することでしょう。導入者に対する経費負担の援助など出来ないか、町長のお考えを伺います。

子供の頃読んでいたマンガにあった T V 電話が可能な世の中です。声だけではなく顔色、表情まで知る事が出来ます。離れて暮らすお孫さんの成長もリアルタイムで見られます。便利な時代になりました。ですが、使い方が分からない。設定方法を知らない。そもそもそういった事が出来る事をご存じないといった方も多いと感じています。先に触れましたが、先般、福賀地区でスマホアプリ「L I N E」の講習会がありました。そもそもは、福賀の暮らしを考える会において連絡の手段として「L I N E」を導入しようとした事が始まりでした。コミュニケーションアプリ「L I N E」は、グループ内で一斉に周知が出来る事、複数の意見が聞ける事、図や写真、動画なども共有出来る事など極めて有効です。場所や距離に関係なく会話の出来るツールです。スマートフォンは、正に手のひらに乗る小さなパソコンです。スマホで使えるそういったアプリケーション（アプリ）は、たくさんありますし日々開発をされています。その中には無料のものもたくさんあります。携帯アプリと言えればゲームと思われる人も多いかと思えますが、暮らしに役立つアプリも多くあります。単に流行だからとスマホを購入し、機能を理解されていない方もおられるのもまた事実だと思います。スマホだけではなくて、パソコンでも同じ事が言えます。年賀

状印刷にと買ったものの、既にインストールされているワープロソフトや表計算ソフトは、いつか使おうと思っただけで使った事がない方、使い方が書かれた解説本、参考書は購入したが、数ページめくっただけで断念した方の話を聞きます。今年8月に阿武町暮らし支援センターShiBanoで、エクセル(表計算ソフト)初心者講座が開催されました。500円という有料ではありましたが、非常に面白い試みだと思えます。「パソコンは習うより慣れろ」だと私は思いますがきっかけが大切です。人間、対価を出したら結果を求めるものです。福賀地区でのスマホ講座も「ShiBano」から出張していただきました。受講者も多く関心が高いと感じました。今後もこういったパソコン、あるいはスマホに関する講習会、研修会をされるべきだと考えます。各自治会、グループ等から必要とされる項目、要望に応じた内容の研修であれば、関心は高いと思います。操作を熟達された時、講師はShiBanoから、受講者は各会場、各ご家庭からといったリモートでの研修も夢では無く可能だと思います。町長のお考えを伺います。

以前も一般質問した事ですが、防災無線で流れた情報を見える化出来ないでしょうか。高齢化して参りますと、耳から入った情報はすぐに書き留めないと忘れてしまいます。聞き違いもします。ホームページやSNSで文字にして伝えられないものでしょうか。元々の原稿が有るわけですから、比較的難しい案件ではないと思います。私は、スケジュール管理にグーグルカレンダーを利用しています。防災無線で案内されている行事をホームページ、WEBサイトにカレンダー表示する事は出来ないでしょうか。またそのデータは、必要とする方に共有出来れば更に良いと思います。例えば、グーグルカレンダーであれば、個々で登録すれば共有することが出来ます。このカレンダーの良い点は、場所、時間はさることながら、関連するWEBサイト、問い合わせ先の電話番号までメモ欄に書き込んでさえおけば、スマホであれば住所を元にナビ(道案

内)も可能ですし、入力なしで電話、メール等も可能です。カレンダーを共有し端末情報も同期しておけば、絶えず最新情報が入手出来ます。町長のご意見を伺います。

さて、話は大きく変わりますが スマート農業等の一次産業での利用について伺います。今、ICTやロボット、AIなどを活用した次世代型の農業スマート農業(スマートアグリ)が登場し、注目を集めています。稲作で言えば、走行時に土壌を分析、圃場毎に収穫量や食味値を記録、籾の水分などを測定し記憶するなど、IoT技術搭載のトラクターやコンバイン、田植機などが登場しています。更に作業日誌も自動化されました。機械についているGPS情報をスマートフォン等で発信し自動でデータ蓄積する事も可能に。作業者の仕事負担の軽減やデジタル技術により、機械トラブルの早期発見、故障箇所の根本原因発見も検知するようになりました。NTTドコモのWEBサイトには、一次産業を支えるICTということで、営農、水産、畜産でICT活用している事例が掲載されています。始まったばかりの技術で疑心暗鬼な部分はあるかもしれませんが、一次産業に関わる就業者は、高齢化が著しく後継者不足であります。一次産業のスマート化導入は、単に減少した作業者を補うといった事だけではなく、最先端の技術を導入し先進地阿武町を発信する事に意味があります。町長は、新元号に合わせ阿武町は第一次産業再生元年と宣言されました。そういった意味でも、一次産業のスマート化導入についてご理解をいただきバックアップをお願いしたいと思います。スマート化の先進地で作業をしたいという就労者もあると思います。町長のご見解を求めます。

○議長 ただ今の1番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 市原議員からは7項目のご質問をいただきました。

まず、ご質問にお答えする前に、阿武町光ファイバ整備事業について現在ま

での進捗を若干申し上げておきたいと思っております。このことにつきましては、令和2年度の国の第2次補正予算で計上された高度無線環境整備事業を活用して、光ファイバの整備を行うことについて、コンペ方式で業者選定を行った結果、フレッツ光のNTT西日本山口支店を事業主体として、町内全地域をエリアに総事業費4億8,700万円として、9月補正で阿武町の負担金予算を可決後の9月25日、第3次公募で国に応募したところであり、ようやく11月27日付けで総務省の方から事業主体であるNTT西日本に補助金交付の内示があったということでもあります。今年は、新型コロナ対策の地方創生臨時交付金及び過疎債を活用できるということで、阿武町の実質負担額は4,800万円となり、私といたしましては、非常に良いタイミングで事業に着手することが出来たというふうに思っております。なお、この事業は令和2年度の事業であります、これからの着手でありまして、令和3年度への繰り越しとなる予定であることは、9月の補正の際にも申し上げたとおりであります。それでは、議員のご質問に順次お答えをして参りたいと思っております。

まず、1点目の、公衆無線LANの拡張について、であります。

阿武町では現在、役場本庁の1階と2階、そして福賀支所、宇田郷支所、町民センターのホワイエと多目的ホール、そして道の駅の物産直売所、レストラン、そして温泉、温水プール、更に阿武町暮らし支援センターshibanoの各施設に公衆無線LANを設置しております。これは、各施設に表示しているIDとパスワードを入力すれば誰でも利用できますが、議員ご指摘のとおり、そもそも現時点では通信速度が遅いこと、また、WiFiルータの性能が低い上に、施設内のエリアが範囲というふうに留まっていることから、利用環境としては十分ではない状況ということはお指摘のとおりかもしれません。最近、スマートフォンが普及して、インターネットやユーチューブなどの動画の閲覧が格段に増えたことから通信量が飛躍的に増えて、いわゆる先ほどもありまし

たがフリーズという画面が固まって動かない状況も生じているのもたしかであります。従いまして、町内の各公共施設には災害時の避難場所等にもなっていることありますが、これについては、光ファイバ化と合わせて順次、拡張整備を進めて参りたいと思います。

次に、2点目の、道の駅でのW i F i サービスについてであります。現在、全国の道の駅がW i F i スポットになっており、先ほど申しましたように、道の駅阿武町にも整備はしているところであります。SNSで“阿武町”と検索すると、特に、インスタグラムでは惣郷川橋梁、そして清ヶ浜、更に道の駅の写真がほとんどを占めております。特に、インスタ映えするのが、道の駅の幸せのモニュメント、そして道の駅発祥の看板、そして道の駅から見える夕日、無角和牛やキウイフルーツなどの食材、そしてABUウォーターボーイズなどとなっております。さて、ご質問のキャンプフィールド及びビジターセンターへのW i F i の整備についてであります。町としても当然その計画であります。道の駅に来られる約40万人のお客さん、そして新たに「まちの縁側拠点整備」としてキャンプフィールドやジオカフェなどに来られるお客さんのために、そして道の駅は防災拠点の機能も持つべきとの考えで、そういったふうな考えの元に「5G」の誘致なども行って参りたいと思いますし、県の方でも、通信事業者と連携してキャンプ場施設などに積極的に整備していくとのことでありますので、これらの事業も活用して整備を進めて参りたいと思います。合わせて情報発信であります。ホームページはもちろんであります。SNS、特に公式LINEのような双方向で情報をプッシュ型で提供する方法も有効だというふうに考えております。特に、市原議員ご指摘のイベント情報、特産品情報、生産者情報などは、集客と販売といういわゆるマーケティングとしても有効でありますので、地域内循環と関係人口の構築のためにも積極的に推進して参りたいと思います。

次に、3点目の、町内の情報化の改革についてであります。情報化の流れは情報ネットワーク社会の到来により、大きく変化をしています。放送から通信へ、一方向から双方向へ、そして大衆のマスから個々のパーソナルへ移り、テレビを家庭内団欒で見る時代ははるか過去のことになり、それぞれの嗜好でそれぞれの場所で、また若い世代はパソコンやスマートフォンによって、見たい時に見たいものを見ると、そういったオンデマンドな状況に変化しています。テレビの全国放送、県内放送、また新聞等の情報に大きな報道価値があるのはもちろんでありますけども、最近はユーチューブやSNSなどによる低コストで発信力のあるメディアも普及しています。ケーブルテレビによる阿武町情報の発信が減少している状況下において、私はこういった新しいメディアを通して町民の皆さんに情報を届けたいと、新型コロナウイルスに対する注意喚起の町長メッセージや、阿武町らしいニュース素材をユーチューブやフェイスブックなどのSNSに載せて発信しているところであります。今後は、庁内にミニスタジオなどを設けて、定時の放送スタイルも検討してみたいと思います。情報のオンライン化につきましては、正に菅内閣でもデジタル化が推進されているところでありますが、日常の暮らしの中でも、パソコンやスマートフォンを使って買い物ができたり、チケットが取れたりできるようになりました。これらの申請フォームを作るのも以前と比べて簡単になり、既に阿武町でも町民センターの行事参加の申込みや、諸々のアンケート、イベントなどの応募なども活用されております。また、チラシなどによる印刷したQRコードを読み込めば、利用者に便利だけでなく、行政サイドでも転記する手間が省けるなどのメリットもありますので、あらゆる場面で強力に推進して参りたいというふうに考えております。

次に、4点目の、高齢者の見守りサービスについて、ですが、現在IOT、インターネットを通じてあらゆるものが繋がる時代が到来しております。具体

的にはW i F i ルータに動画カメラを繋げたり、家電を繋げたりネットワークを構築することで、必要とするサービスを受けることが可能となっています。カメラなどの機器についてはこれまで高価なものもありましたが、こうしたことが普及することにつれて安価なものが出回り、手に入れやすいものとなってきました。また、光ファイバ化後の高速インターネットの通信料金は、一概には言えませんが、今は月5,000円、6,000円というふうなことで、或いは、今取りざたされていますようにもっと安くなるかもしれませんが、これに繋がる機器、サービスは無限にあるとも言える状況にもなっております。経費負担の援助は今すぐにはなかなか難しい面もありますが、今後、必要があるとすれば、より高度なサービスになろうかと思っておりますので、他の市町の状況等も調査はしてみたいと思っております。

次に、5点目の、パソコン・スマホに関する講習会・研修会について、であります。手のひらパソコンと言われるスマートフォンの普及率は現在78%程度と言われており、かなり普及が進んでおります。高齢者でもお孫さんとのやりとりをスマートフォンを使ってしていらっしゃる方も多くおられると思っております。一方で、スマートフォンには便利な機能、市原議員ご指摘のLINEなどのコミュニケーションアプリなどもたくさんあるわけですが、使い方を知らずに宝の持ち腐れになっているのもまた事実であろうと思っております。福賀の暮らしを考える会で地域交通を考えられる際に、運転手さんの連絡の手段としてLINEを考えたという事ではありますが、グループ内で一斉送信が出来るコミュニケーションが図れることから、私もこれからは地域づくりに大変有効であるというふうに考えております。福賀地区でのLINE講習会では、町の集落支援員2名が講師を務めました。地域の興味のある方に幅広く参加を呼びかけ大変好評であったというふうに聞いております。今後、他の地区でも要望があればこうした形での実施もやぶさかではないというふうに思います。

次に、6点目の、防災無線で流された情報の見える化について、であります。防災無線は緊急時はもちろん、朝夕決まった時間になると自動的に放送が聞こえるところで、行政情報のお知らせに適しているのですが、一度聞き逃すと、個別受信機に再生機能はありますが、なかなか面倒くさくて使い勝手が決まるとは言えないのもご指摘のとおりであります。今後、例えば3点目のご質問でお答えしたように、町のスタジオからインターネットを通じて、今日のお知らせを映像とテロップで流す方式、あるいは防災メールのような形でSNSに文字情報を流す方法についても検討の余地はあるというふうに考えております。また、行事とカレンダーの共有などの件につきましては、こちらでも研究をしてみて、可能であれば取り組みを進めてみたいというふうに思います。

最後に、7点目の、スマート農業についてであります。議員ご指摘のとおり、情報通信技術（ICT）、そしてロボット、人工知能（AI）、これを活用したスマート農業が始動しはじめ、国は平成30年11月に令和元年度からスタートするスマート農業加速化実証プロジェクト事業の募集を行って、252地区の応募の中から69地区が選定され、阿武町では農事組合法人うもれ木の郷が、採択を受けたところであります。そして、この実証プロジェクトにより、うもれ木の郷が導入した最先端技術を搭載した農業用機械につきましては、GPS機能を活用した直進機能付き田植機、更に同じくGPS車速連動装置付ブロードキャスター、そして収量・食味コンバイン、そしてトラクター自動操舵装置など、いずれの機械におきましても、GPS機能を利用し機械自身の位置を把握しながら、誰がオペレーターになっても、まっすぐに進む田植機や、スピードに応じて施肥量をコントロールするブロードキャスター。また、ほ場内を効率的に耕す自動操舵装置であります。また、田植機とブロードキャスターにつきましては、スマートフォンやタブレットを活用し、IoT技術により施肥量を調整

するほか、収量・食味コンバインにつきましても、1ほ場ごとに刈り取る収量の集計や、食味としてはタンパク含有量、水分含有量を記録する機能を備えているということでもあります。そして、それらのデータは、スマートフォンなどを経由して作業日誌としてサーバーに蓄積されて、これを分析することによって次年度作のほ場の適正な施肥量などの設計が可能となる上、データを長期に保存、蓄積することにより、管理の省力化や安定した作物の栽培が可能となると考えています。また、最先端技術を導入したスマート農業機械は、高齢化が急激に進行する中山間地域の農業技術を継承することも可能であり、例えば、不整形のほ場における田植えを行う場合、熟練したオペレーターによる機械の移動軌跡が記録され、その軌跡をたどることにより、田植え後の中乾しや溝切り、落水に至るまでの管理が効率的に行えるなど、機械作業や日常管理が誰にでも可能になるといったメリットがあるように伺っております。こうした中、国は、この10月末に、スマート農業実証プロジェクトの中間報告を行いました。このうち、水田作にかかる報告によりますと、スマート農機の導入で労働時間は短縮されたが、機械の費用がかさみ利益が減る結果となったとされ、農業現場でスマート農業への期待は大きいけれども、これは万能ではなく、地域や経営ごとに導入の効果を見極める必要があるというふうに評価されたところでもあります。ちなみにこの報告は、大規模水田作、そして中山間水田作、輸出水田作に分類され、それぞれの収支状況が報告されておりますが、中山間水田作を見ますと、実証区は慣行区に比較して、10アールあたり人件費で12パーセントの減少。収穫量では60キロ増加という結果であります。その反面、スマート農機を追加投入したことで、機械費が54パーセント増加したことにより、結果として収益は7パーセント減少したという結果となっております。この結果から判断されますことは、スマート農機はIoTなどの最先端技術を搭載したものであり、通常の農機に比較して価格的に数百万円程度高価で

あることから、経営面積や課題に応じたスマート農業の採用や組み合わせが重要となり、導入に対しては収支を見極めた判断が必要であるということであり、ご指摘のありましたスマート農機の導入に対する支援につきましては、今後、国、県の補助事業、制度の状況を見極める必要があると思いますが、実は山口県は、基幹的農業作業者の平均年齢（今日もニュースでやっておりましたが）が72.3歳と、全国でも広島とともに最も高い高齢化が進んでいる状況にあり、就業者数も年々減少している中であって、個人はもとより法人にあっても、今までのようなマンパワーに頼った農業経営は、年を増すごとに難しくなっていることは、いたしかたないことであります。そして、この最大の克服の方向は、やはりいわゆるスマート化でありますので、支援についての具体的なご提案がございましたら、是非お聞かせ願いたいと思います。その上で、町といたしましてもしっかりと支援をして参る所存でありますので、ご理解をお願いいたします。以上で、答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（1番、市原 旭議員「はい」という声あり。）

○議長 はい。1番、市原 旭君。

○1番 市原 旭 単にネットワーク環境の活用といったことから質問をいたしましたけども、とんでもなく多岐にわたるものになります。子どもの頃には個人個人でパソコンを持つ日が来るなんていわや漫画の話でした。社会人になってから友人が、日進月歩で続々と新型が出てくる状況に、パソコンはいつ買ったらいいのか分からない、だからまだ買わないという人がいました。手元になれば再生もできませんし道具ですから使って慣れるしかありません。今回、ネット環境が大きく変わります。ほんの少し背中を押してあげてパソコン、スマホ、ネットを道具として使えるようになれば、生活に生かしていけることが出来ると思います。合わせてネットの恐ろしさを教えることも忘れてはなら

ないと思いますので、町長のお考えを伺えればと思います。

○議長 町長。

○町長 本当に、時代の衰勢というのは特にこの世界の時代の衰勢というのはものすごい勢いで進んでいるというふうに思います。私ども、まだ役場で20代の頃には、パソコンたるものはこの世にありませんでした。そして、それが何キロバイト、何メガバイト、何ギガバイト、何テラともものすごい1000倍1000倍1000倍の勢いで進んでおるわけでありまして、やはり、これらにつきましましては、使い方を誤ればそれはうまくないし、もしかしたら人を傷つけたりすることもあります。しかし、これはもう避けて通れない、これの使用は避けて通れない、これを有効に活用するということはこの世の中で避けて通れないことでありますから、しっかりと利用していかなければならないし、我々の生活に利用していくことが、それぞれの利便性の向上であつたり生活の安定であつたりしていくことだと思います。そして、またいわゆるパソコンあるいはこういった通信については、若い者たちの1つの何か手段であるというふうな思われ方もありますが、先ほど言った若干ご紹介のありましたように、今からはそれによって、例えばお年寄りの健康管理であつたり見守りであつたり色んな事がこれを通じて行われる時代にもう既になっておりますし、今からもっとそれが加速する、ですから敢えて阿武町においてはその障害とならないように、このたび事業を利用しながら今度は1テラということは1000メガですよ、今が100メガの通信、100メガの通信ですが実測は私の感覚からすればその1/10ぐらいの感覚を持っていますけれども実測はですね、一応名目100メガ、で、今度は1000メガ、1テラというふうな時代がやってくる、そして5Gの時代がやってくる。そのことによって皆さん方の若い人はもちろんですが、それぞれのお年寄りの見守りであつたり色んな生活相談、医療を含めてですけど、そういったものがなされていくとなると、それは本当に大事なことであり、阿武町民

全体に行き渡る、若い者だけでなく全体に対するものだと思いますから、大変大きな金をつっ込むわけでありまして、何としてもやらなきゃならないと思ったわけでありまして。そうした中で、繰り返しますけれどもそれらの使い方によっては人を誹謗中傷したりすることもありますし、いわゆる何が本当やら分からないというふうなネットの中では誤った情報、トランプさん流行のフェイクニュース、フェイクの情報であったり、そういったものが色々流れておる。それらをそういったものがないようにあるいはそれは止まらなないと困ると思いますから、そのように対応する我々が能力を持たなければならない。これはやはり子どもの段階から、そうしたものに対応する能力をきちんと育てていかなければならないというふうに思いますから、教育現場においてもですね、今1人1台のタブレットの時代になりました。阿武町でもギガスクールということですのでそういったふうになります。ですから今度はその使い方について学校現場でしっかりと教育をしていかなきゃならないし、してもらわなきゃならないというふうに私も思っているところであります。以上です。

○議長 1番、再々質問はありますか。

○1番 市原 旭 ありません。

○議長 再々質問がないようですので、1番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○1番、市原 旭 それでは2項目目の質問に移ります。次は、消防団の若い団員の対応について、質問します。

現状、消防団の最大の悩みは新入団員の確保であると実感しております。団員の高齢化は年々進んでいきます。地域の年齢構成から見てもやむを得ない部分ではあります。ですが、人口減の状況下であっても新入団員の確保はしていかなければなりません。「自分達の地域は自分達で守る」という地域貢献の思いを理解してもらい、入団を承諾してもらうよう努力をしております。また、

近年では団員ではないが消防団協力隊として地域貢献をしてくださる住民の方々もいらっしゃる、大変心強く思っているところでもあります。そういった方々の中でも地元出身者でない方も多くおられます。得てしてそうした方は、地域参加に積極的であったりもされます。ただ、場所に馴染みがなくいわゆる土地勘がない状態であります。一方、地元出身者であっても若い方は、全ての自治会名と実際の場所が一致しない方は少なくないと思っております。ましてや古い集落名や通称名、例えば「門名」であったり「〇〇さんち前」などは、おおよそ理解出来ないのではないのでしょうか。つまり古き良き時代の常識、馴染み合いは通用しない時代という事です。

行政サイドには、有事を想定した様々なシミュレーションデータがあります。1項目目で質問していますが、それらをWEBサイトのマップに登録することは出来ないのでしょうか。地元民であれば、それらを見なくてもこれまでの経験、いわゆる馴染み合いから想像出来るでしょうが、土地勘の乏しい人にとっては、厳しい状況であると言わざるを得ません。WEBサイトにそういった情報があれば、平素より各自で気にかけてもらえるであろうし、指導する立場である我々も説明がしやすいと思います。ハザードマップ、水害・津波等が発生した際の水没箇所、ため池等が決壊した時の被害予想、崩れやすい斜面、山の斜面が崩れた際の想定避難場所、避難ルート等、また、火災の消火に対応すべく消火栓、防火水槽などの水利、水源についても頭に入れてほしい貴重なデータです。紙媒体であれば色落ちします。紛失といったことも考えられます。印刷するとなれば経費も発生します。状況が変われば更新後再印刷をし配布しなければなりません。ハザードマップは、消防の器庫に掲示してありますが相当な量です。実際に携帯し、実際の場所に立って対策を検討するにはかさばり不便です。タブレットや携帯端末で見る事が有効な方法だと考えます。また、消火栓や防火水槽などの位置情報を、例えばグーグルマップ上に表示出来れば、日々

の点検での火災箇所を想定した際に距離を予測出来ます。ホースの本数など日々の訓練等に役立てる事が可能となります。消防器庫、詰所のW i F i 化の検討をお願いします。月に2度器庫の点検、訓練を実施しています。平常時の訓練にも先程から述べているデータを有効に生かせると考えます。またW i F i 化は、有事の際の情報伝達確保といった面でも有効と考えています。今年ありました高潮の件でも、L I N E による動画で連絡を取り合っていましたけれども、百聞は一見にしかずと申しますが、目で見える情報量はいうまでもありません。器庫のW i F i 化を実施し次世代のW E B を使った防災活動につなげていくべきだと考えます。

話は変わりますが、平成29年3月12日に施行された「道路交通法の一部を改正する法律」により、「準中型免許」が新設されました。法改正前は、普通免許があれば総重量5トン未満の車両を運転出来ましたが、改正により、平成17年3月12日以降、普通免許を取得した人が運転できるのは3.5トン未満となり、水槽付消防ポンプ自動車を運転する事が出来ません。一部の自治体では、自費で免許を追加取得させるのは難しいと判断し、普通免許から準中型免許にグレードアップするために、教習所に通う団員費用を助成する制度を設けているところもあります。当面は対応出来ると思いますが、平成生まれの若い団員に対し、策を講じる必要があると考えます。町長のご見解を求めます。

○議長 ただ今の1番、市原 旭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは、消防団の若い新入団員への対応、についてお答えいたします。

市原議員におかれましては、消防団の一員として活躍されている中で、団員の高齢化、新入団員の確保については、消防団の切実な悩みと実感されておられますように、町といたしましてもこうした状況はもちろん共有しており、状

況を少しでも軽減しようと、消防団協力隊を組織するなどの取り組みを行ってきたところであります。こうした中、今回、議員の質問の内容は、Webサイトのマップへの登録、さらに消防器庫・詰所等へのWi-Fiの整備、そして、若い団員の準中型免許取得への助成、についての3点であります。

最初にWebサイトのマップへの登録についてお答えします。若い団員の方の中には地元の出身でない方もおられ、土地勘のない方も少なくないことから、ハザードマップや避難所への誘導ルート、また火災時の消防水利をWebサイトのマップ上に示せないかということではありますが、現実問題として、グーグルやヤフーといったマップ上の表示はなかなか困難ではないかと思えます。しかしながら、町のホームページ上には既に土砂災害、そして津波・高潮、更には危険ため池のハザードマップについては掲載をしております、閲覧できる状況になっておりますので、こちらをご確認いただけたらと思えます。これらのハザードマップには避難所の位置も登録されておりますので、ぜひ確認をいただけたらと思えます。次に、消火栓や防火水槽等の消防水利の位置についてではありますが、これは防災担当の資料として持ち合わせているものもありますので、早速ホームページ上に掲載をさせていただきたいというふうに思えます。なお、避難ルートを示したものについては現在作成されているものはありませんが、避難ルートについては、先月11月7日に福賀地区で「防災キャンプ」を実施したところですが、そこでは小中学生、PTA、婦人会、消防団等の地元の方に、実際に災害を想定した上で避難ルートを作成するといったワークショップも行っていただきました。このように避難ルートにつきましては、地域を熟知した住民の方が、お互いに危険箇所を確認しながら、ルート作成することが一番であろうかと考えております。今後自治会等を中心に、住民の方々にご協力をいただきながら作成をして参りたいと思っております。

次に、2点目の消防器庫・詰所のWi-Fi整備についてであります。現在、

町ではN T Tによる光ファイバ整備事業を進めていることは先ほども申し上げましたとおりでありまして、これにより将来的には5 Gでの通信網も整備されることとなります。例えば先ほどのホームページに掲載しているハザードマップを、消防器庫において、多数の団員の方が同時に閲覧しようとする、大容量の通信が必要となって参ります。また現在無線にて情報伝達しているものにつきましても、現地の状況を映像で撮って、詰所に待機している団員に送るといったことも今からはあり得るかと思えます。そういった状況では大容量の通信が必要となることから、ご提案のありました消防器庫・詰所へのW i F i整備は有効かと思われまますので、光ファイバが整備された後のなるべく早い段階で、実施に向けて検討して参りたいというふうに思います。

そして3点目、若い団員が消防車両を運転するためには、準中型免許を取得するわけでありまして、その際の費用の助成についてであります。これにつきましては、平成 29 年 3 月免許制度が改正され、普通免許で運転出来る車がそれまでの「車両総重量 5 トン未満・最大積載量 3 トン未満」から、「車両総重量 3.5 トン未満・最大積載量 2 トン未満」に制限されました。この改正により、平成 29 年 3 月以降に普通免許を取得した団員の方は、3.8 トンであります。ポンプ車両及び 5.9 トンの水槽付車、これが運転が出来ないこととなります。従って、普通免許を取得して間もない若い団員の方が、これらの消防車両を運転するためには、免許改正時に新たに創設された準中型免許（車両総重量 7.5 トン未満・最大積載量 4.5 トン未満）の免許の取得が必要となって参りました。こうした中で将来を危惧しての議員のご質問であるかと思えます。この準中型免許を取得する際の費用につきましては、だいたい 15 万円くらい（若干前の免許が A T 限定とかそういうふうなことで若干差があるようでありますけど）掛かるようでありまして、ちなみに県内の自治体を調べたところ、準中型免許取得への補助制度がある自治体はないというふうに聞いております。ただ阿武

町といたしましては、消防車両はあっても運転できないという問題は、近い将来現実となる先ほどからご指摘のあったとおりでありますので、例えば消防車両の運転を指名された団員の方については、一定の補助によって免許を取得してもらうことも必要かと思われますので、今後詳しい実態を調査した上で、また消防団とも協議しながら制度を前向きに検討して参りたいというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。1番、市原 旭君。

○1番 市原 旭 若い人材が減少していく現象は今後も続きます。若い人材が暮らしやすい、暮らしてみたいと思えるまちづくりをしていくことが、実は一番の近道ではないかなというふうに感じています。短いですが、町長その辺の答弁をお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 今、阿武町の人口につきましては、ご承知のように大変高齢化が進んでおりますから、いわゆる自然減、亡くなる方が去年は100人近くの方が亡くなられておまして、さらにその反対の出生者につきましては一桁ということでもありますから、差し引きは80人から90の方が毎年自然減として人口が△になるということである一方で、社会増減につきましては、去年の実績を見ますと転入者が105人、転出者が90人ということで差し引きがプラスの15人だったと思いますが、そういうふうなことで、やはり転入者を増やしていかなきゃならない。更にそこで大事なことは、いつぞや申し上げましたように、若年女性人口という39歳未満の女性の特に子どもを産むことが出来る女性あたりにターゲットを絞ったいわゆる若い人の転入、もちろん地元の方が一番いい。その次がやっぱり I ターン施策を展開していくことが、この町が生き残る道であ

ります。そのためには、まずはその条件となるのが雇用です。で、ただ雇用はあってもやはり町の暮らしが快適なものでなくてはならない、というのが今の話に繋がっていくわけでありまして、今若い人たちの快適さを計る物差しの中に、このネット環境の速度であったり、ないというのは論外でありまして、あるいは速度、これらも重要なポイントになります。そして、子どもたちに対する教育の中でそういった今の時代に合った教育がされておるのか、特に通信関係の教育も今からの時代は当然、昔でいったらそろばんの時代、皆そろばんの塾に行きよった時代、要するにそろばんが出来ないというのは今からの時代で生きていけないということが、今はネットにあるわけですね。同じ事が言える。ですから、そこらをしっかりと私ども行政がバックアップして若い人たちが入りやすい、入ってもなんだこの町は、とそういうことがないようにやはりきちんとインフラの整備をしていかなきゃならない。そのインフラの中に今の通信環境も当然入っている、重要なポイントとして入っているというふうに思っておりますから、今からもそういった色々なソフトを含めたインフラについては、時代に取り残されることがないように、しっかりと進めて参りたいというふうに思います。

○議長 1番、再々質問はありますか。

○1番 市原 旭 ありません。

○議長 再々質問がないようですので、これをもって1番、市原 旭君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 11時14分

再 開 11時23分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に、2番、

池田倫拓君、ご登壇ください。

○2番、池田倫拓 本日は、阿武町の子どもの現状について、ということで質問します。

今年に入り瞬く間に流行し、世界中を騒がしている新型コロナウイルス感染症ですが、今日本ではG o T oキャンペーンなど経済を動かす施策が講じられている一方で、感染者も増加しています。山口県でもご承知のとおり感染者が増加しており、日々のニュースの中で取り沙汰されています。先月には、隣の萩市の方でも感染者が出たことにより、住民も不安を感じていることだと思います。このような現状ではありますが、私たちは子どもたちを守り育てていかなければなりません。学校では3月から長期休校があり、その後感染対策を講じた授業を行うなど、様々な困難もあったかと思えます。このことから子どもたちの、学力への低下不安があり、中学校3年生は受験を控えています。町内校ではどのような状況かお尋ねします。

次に、感染症としてこれからインフルエンザが流行る時期にもなります。インフルエンザとコロナウイルスは、感染した場合症状が類似していて、どちらかを判断するのも難しいと聞きます。不安要素を少しで少なくするようインフルエンザの予防接種を受けた方が良いともいわれていますが、学校では予防接種を勧められていますか。また、子どもたちの予防接種率はどのくらいなのかお尋ねします。

次に、学校での感染予防対策ですが、家庭との連携や教職員の指導も大事と思いますが、どのようにされているかお尋ねします。

最後にふるさと教育ですが、今年は町内行事も少なく子どもたちが町内で活躍する機会が減ってしまいましたが、例年学校でされている校外学習などは、どのような状況かお尋ねします。以上、教育長にお尋ねします。よろしくお願います。

○議長 ただ今の2番、池田倫拓君の質問に対する執行部の答弁を求めます。
教育長。

○教育長 それでは、池田議員の「阿武町の子どもの現状」に関してのご質問
にお答えいたします。

議員のご質問は、中学校3年生の学力、児童生徒のインフルエンザ予防接種
及び学校の感染症予防対策、小中学校におけるふるさと教育への取組状況、の
3点と捉えております。

まず初めに、中学校3年生の学力についてお答えいたします。議員がご指摘
のとおり、新型コロナウイルス感染による学校の長期にわたる臨時休業により、
学力低下については全国的に危惧されているところです。ただ、本町において
は、3月の臨時休業による学習内容の積み残しはほとんどなく、3年生の学習
の進度に大きな影響はありません。4月からのおよそ1ヶ月間の臨時休業によ
る授業時間不足に対しても、夏季休業の短縮に合わせ、例年通りに10月から
の7校時授業を実施して授業時間を確保することで、遅延なく学習を進めると
ともに、先生方の熱心な指導により、確実な学力の定着と向上に努めていると
ころです。その結果、全国学力調査において各教科の正答率は県平均よりも高
い状況であり、現在のところ学力の低下は見受けられません。

続きまして、児童生徒のインフルエンザ予防接種と学校の感染症予防対策に
ついてお答えいたします。まず、児童生徒のインフルエンザ予防接種率につい
てのお問い合わせですが、12月4日時点での接種率は、小学生がおよそ75%、
中学生が28%です。今後更に接種率の向上を図るために、保護者へお願いをす
るよう学校に指示しているところです。また、新型コロナウイルスを含めた感
染症予防については、学校からの保健だより等で家庭に協力の呼びかけを行っ
ております。学校においては、登校時の検温と健康チェック、手指や校内の消
毒、こまめな石鹸による手洗い、マスクの着用、3密の回避などの対策を継続

しております。更に、地域ボランティアの方など来校者が多い阿武小学校には、自動検温システムを導入いたします。

続きまして、小中学校におけるふるさと教育への取組状況についてお答えいたします。地域行事に子どもたちが参加することは、地域の人と触れ合うことを通して、ふるさとの良さを体感する機会となるもので、ふるさと教育の一環として重要なものと捉えております。しかし、議員がおっしゃる通り、新型コロナウイルスによって地域の行事やイベントが中止又は縮小を余儀なくされており、大変残念に思っております。ただ、学校においては、新たな取組も入れながら、積極的に地域に出向いて学ぶふるさと教育の推進を図っております。例を挙げますと、まちづくり推進課と学校が連携し、阿武小学校では、3年生が社会科の時間に奈古の浦地区に出向いてマップ作りをし、阿武中学校では、総合的な学習の時間に地元学調査として、奈古の漁業の現状について漁師さんを訪問して調査し、その成果を文化祭で発表しました。この他、小学校では産業体験として、米作りや、キウイフルーツ、スイカといった阿武町の特産物に関する農作業を、現地に出向いて体験しております。また、福賀小学校では、毎年取組んでいる「ふるさと太鼓」を今年も、学校と地域の合同運動会や福賀大農業まつりオンライン特別版で披露しました。なお、小学校においては、校外での活動と合わせて、教育委員会作成の副読本「わたしたちのふるさと阿武」を、社会科の授業等で活用することでふるさとへの理解を深めております。この他、学校の教育活動以外にも、福賀地区の児童が神楽の伝承に参加し活動しております。また、中高生が地域貢献ボランティア活動に取り組み、コロナ禍ということで昨年よりも機会は少なくなりましたが、地域行事やイベントに参加したり、運営の手伝いをしたり、更には、ふるさとを盛り上げる歌やダンスづくりなどを行っているところです。新型コロナウイルス感染の拡大が危惧されているところではありますが、感染防止対策をしっかりとしながら、ふるさと

愛を基盤とした学校教育の充実に向け、歩みを止めることなく進めて参る所存です。以上で、池田議員のご質問へのお答えといたします。

○議長 2番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。2番、池田倫拓君。

○2番 池田倫拓 感染予防をしていく上で、なかなかコロナウイルスの終息が見えない状況ですが、これまでとはまた形が変わった状況でどんどん地域に出向いたり学力の低下を防いだりといった色々あると思いますが、また、新しい試みになるか、具体的な部分で考えていることがあれば教えてください。

○議長 教育長。

○教育長 ご質問にお答えいたします。新型コロナウイルスについては、まだまだ先が見えない状態ではありますが、ワクチン等も出来て接種ということも来年あたりから行われてくるのではないかと考えております。そうした中で、終息することを願っているわけですが、それも先の方だと考えますので、それに対応して、感染症対策については今までを継続して更に進めて参りたいと思っております。また、子どもたちの学習活動についてもですね、全て出来るわけでもありませんけれども、出来ることを確実にやっていく、新たなことに具体的なものということになりますと、外へ出て行くためにICTを十分活用してですね、それによって調査学習を更に進めていく、地元の今、漁業、農業、そして今少し足りないのが林業かなということも考えております。そういったあたり一次産業が町の基盤産業でありますので、そのあたりとふれあう機会等も増やしていきたいと考えております。以上です。

○議長 2番、再々質問はありますか。

○2番、池田倫拓 ありません。

○議長 再々質問がないようですので、これをもって2番、池田倫拓君の一般

質問を終わります。

○議長 少し早いようですが、ここで、会議を閉じて昼食のため休憩をします。
午後は1時00分から再開します。

休 憩	11時36分
再 開	13時00分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、午前中に引き続き一般質問を続行します。
次に、7番、中野祥太郎君、ご登壇ください。

○7番 中野祥太郎 それでは通告に従いまして、最初に空き家対策の質問を
いたします。

阿武町では、早くからUIターンの取組から社会増減がプラスに転じており、これは大変誉れなことで、町長を始め職員の皆様方の努力の賜と思います。しかし、自然増減の減少が大きく、人口は年々減少しております。これは、日本全体の人口減少の中仕方がないことですが、この要因は、第一次産業が主幹である阿武町では、第一次産業以外の就業の場が、阿武町及び近隣の市町にも少なく、学校の卒業と同時の転出が多いことが要因と思われまます。また、現在では出生率の低下も目立ち自然増減の減少を押し上げ、ますます空き家も増えております。これは阿武町特有のものではなく、人口の減少や世帯の増加から全国的に増えております。全国の空き家数は、平成5年では448万戸(空き家率9.8%)であったものが、平成30年では846万戸(空き家率13.6%)に増え、空き家戸数は25年間に倍増しております。阿武町での空き家数は、平成30年6月時点の総戸数1,709戸に対し空き家は368戸で、空き家率21.5%となっており、全国より空き家率は7.9ポイント高くなっております。空き家は、適切な管理がなされないまま放置されると、隣接家屋や人への倒壊の損害を始め、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、実際に社会問

題化している空き家も多いところでございます。この空き家対策として、国では地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、合わせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策を推進することを目的に、必要な事項を定めた「空き家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空き家等対策特別措置法」という。)が平成27年2月に制定されております。「空き家等対策特別措置法」では、空き家の管理責任が、第一義的にはその所有者等にあるとしているものの、当該所有者等が経済的な事情等から管理責任を全うしない場合、住民に最も身近で、個別の空き家等の状況を把握できる立場にある市区町村が、空き家対策について主体的な役割を果たし、国及び都道府県がその支援を行うこととされております。具体的には、同法等に基づき市区町村は、空き家対策として、①空き家等対策計画の策定、②空き家等の実態把握・所有者の特定、③空き家の発生防止、④空き家等及びその空き地の活用(空き家の用途転換、空き家の既存住宅としての流通促進など)、⑤特定空き家等に対する措置(助言・指導、勧告、命令、行政代執行、略式代執行)等に取り組むこととされております。そのような対策に対し、国は、空き家対策総合支援事業(個別補助金)や空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)等による財政的支援、空き家等に係る譲渡所得の特別控除の特例、固定資産税等の住宅用地特例の解除による税制上の対策があります。「特定空き家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等とされています。市区町村が空き家を「特定空き家等」と判定すると、「特定空き家等」に対して、①助言・指導、②勧告、③命令、④代執行、と段階に応じて措置を講じていくこととされており、所有者が市区町村からの命令に応

じない場合は、一定の要件の下で強制力を伴う行政代執行を可能としています。平成30年度において、全国で助言・指導をした件数は4,910件あるものの、勧告は370件、命令は41件、行政代執行及び略式代執行は67件に留まっています。これは、勧告を行えば、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の対象から除外されることとなり、所有者側から見れば、税負担が重くなるという不利益をもたらされることからと思われます。また、行政代執行は、総務省行政評価局「空き家対策に関する実態調査結果報告書」(平成31年1月現在)によれば、調査で明らかになった行政代執行・略式代執行の実施実例48件のうち、費用全額を回収済みの実例は5件であったのに対し、全額地方公共団体負担となったのは13件であり、財政事情が厳しい地方公共団体では実施に踏み込みにくいとの指摘もあります。更に、代執行の実施に当たってのノウハウが不足しており、実施が難しいとされています。いずれにしても「特定空き家等」と判定すると、市区町村と所有者側とのトラブルにつながる懸念があり、勧告、命令、代執行の実施件数が少ない理由の一つと考えられます。

阿武町では、今「空き家等対策特別措置法」に基づいて「特定空き家等」と判定された事例はないようです。しかし、阿武町では、まち・ひと・しごと創生特別事業において、まちの縁側拠点整備事業で道の駅をハブとした滞在拠点のキャンプフィールドやビジターセンター等の整備を行い、キャンプを通じての人の交流を増やす計画をされています。せっかく期待を膨らませてキャンプに来られた方や観光に訪れられた方が、倒壊した家屋や倒壊寸前の空き家や住宅を目にしたら如何なものでしょうか。きっと興ざめされてしまい「選ばれる町づくり」が後退してしまうのではないのでしょうか。道の駅の周辺にも崩壊直前の建物を目にします。せめて、道の駅の周辺や国道の近隣、風光明媚な観光場所などの地区を特定して、町の条例を制定するなどを行って、町の空き家対策としては如何でしょうか。先に説明した「空き家等対策特別措置法」では、

市区町村が、空き家対策について主体的な役割を担うことになっております。阿武町の現在の空き家対策の状況と、道の駅の周辺を含めた今後の空き家対策について質問いたします。以上です。

○議長 ただ今の7番、中野祥太郎君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 空き家対策についての答弁を申し上げます。

質問を要約させていただきますと、内容は大きく2項目であり、一つは少子高齢化等により人口減少が進む中で、町内で増加している空き家について、現在、町が実施している具体的な対策の状況。更には、新たにキャンプ場を整備するなど、町の代表的な観光施設で玄関口でもある道の駅周辺における空き家（具体的には多分釜屋の国道筋にある一部の住宅で、持ち主の方には失礼ではありませんが廃屋寸前といったものがありますが）、これについて、景観的な、あるいは美観的な観点から、何らかの対策を可能とする新たな条例を制定して対策を講じたらという趣旨だというふうに理解をいたしました。空き家の種類は、申すまでもなく3つありますが、1つは空き家になってから期間が短く、そのままでも住める空き家。次に、一定の期間が経過し所々に傷みが発生しているもののリフォーム等をすれば何とか住める空き家。そして、空き家になってから長い年月が経過してとても住める状態ではない空き家であり、これらのうち倒壊寸前で危険を及ぼす恐れのある最たるものが「特定空き家」ということとなります。次に、空き家に関する町の条例関係につきましては、平成25年4月に、空き家の倒壊や衛生上の問題などが社会問題化する中、生活環境の保全、あるいは安全安心なまちづくり及び空き家等を活用した地域づくりの推進に寄与することを目的に、「阿武町空き家等の適正管理に関する条例」を議会の承認をいただき制定をいたしました。更に、その後、空き家対策のための固定資産税に関する情報の内部利用や、行政処分の名宛て人が不明な場合など、

現行法の上では対応できないといった問題や、今後の更なる空き家問題の全国的な広がり、深刻化を踏まえ、また、全国的に適切な空き家管理が行われていない空き家が急増する中、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対応が必要といった問題を背景に、国が「空き家対策等の推進に関する特別措置法」を平成 27 年 2 月に施行し、特に特定空き家の定義、取り扱いについて取り決めがされたことはご指摘のとおりであります。これに合わせて、町では平成 28 年 9 月に「阿武町空き家等の適正管理に関する条例」の一部の改正を行ったほか、同年 10 月に同施行規則を定めたところがあります。更に、同条例、規則を運用するにあたり、将来的な課題や経緯を踏まえ、町民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全かつ、安心して暮らすことの出来る生活環境の保全、空き家等の活用促進で、まちづくりの活性化を図ることを目的に、令和元年 12 月に「阿武町空き家等対策計画」を策定したことはご案内のとおりであります。しかしながら実際には、法や条例は改正されたものの、全国的に所有者自らの空き家の解体はもとより、特定空き家の指定や撤去にかかる行政代執行等、対応が進んでいないのが現状であります。因みに本町では、倒壊が懸念される住宅等で、これまで総務課、あるいは土木建築課等に相談があったのは 11 件程度ありますが、対応といたしましては、それぞれ、地権者、相続人、所有者、関係者等を調査し、関係者等が判明した場合は、電話、文書等により解体等の依頼を行っているところであります。ただ、先ほども申し上げましたが、解体には最低数百万円の経費がかかるため、経済的な理由、また、相続人が複数いた場合については、それぞれに責任を押し付け合ったりするなど、話はそう簡単に進まないのが現状であります。このような状況でありますので、仮に町でそのような家屋を特定空き家として認定し、例えば町が行政代執行を行ったとしても、資金回収の見込みは残念ながら

難しく、結果的に土地の所有者に公金で便益を図るということになりかねないのが実情であります。そして最悪の場合、放っておけば行政が始末をするといった悪しき事例になる可能性もあるわけでありまして。ただ、このような中、今回、特別な事由として、井部田尻の海岸沿いに建っていた住宅については、町費において解体・撤去を行いました。このことにつきましては、議会初日での私の挨拶の中であるいは議案説明でも触れましたが、改めて説明させていただきますと、過去(昭和 53 年)に宇田の漁船が浮遊していた木材と衝突したと思われる事故が発生いたしまして、操船していた漁業者がお亡くなりになるといった大変痛ましい事故が発生した事例が現にあります。そして、また、今回はそのことを踏まえて、地元漁業者の代表(運営委員長であります)の方から強く撤去の要望を受けました。一方で、当該土地及び家屋の所有者による解体撤去が、諸般の事情で実際には困難なこと。更には、これから迎える冬季には、強烈な季節風や波浪も予想され、住宅が崩落した後に、場合によっては、山口県山陰側の大動脈である国道 191 号が通行止めになる可能性があること等を踏まえ、総合的に考え、更に国土交通省からも工事等に対して積極的な支援をいただけるという確約を得た中で、例外的に実施したところであります。

次に、道の駅周辺の崩壊の危険のある空き家についてであります。先ほども申し上げましたが、具体的には、釜屋集落の国道沿いの家屋のことになるというふうに考えております。この家屋につきましては、仮に、これらの家屋を町費において処分をする場合、先にも申したとおり、井部田尻の家屋撤去のように、特別な理由が必要になろうと思うわけでありまして、解体経費に見合った利益といえますでしょうか、いわゆる費用対効果はどれだけあるか、議会や町民の皆様から理解を得るためには、ここがポイントであろうというふうに思います。例えば最近、奈古浦方面での新規起業が数件ありますが、この多くが、駐車場を持っていません。地域の皆さんの中央駐車場として、有料で貸し出して

みてはどうかとの意見もたしかにあります。そして、民宿等はテレビ等で多くPRをいただいておりますが専用の駐車場がないため、せっかく来られたお客さんが困っているという話もたしかにあります。その他考えられる効果としては、景観的、美観的に当該家屋が正に町の玄関口であり、これが町のイメージを大きく損ない、このことが例えば道の駅の集客低下に結びつくということであれば、家屋を撤去することが効果としてカウントできるものとも考えられるかも知れません。また、町道奈古中央線と国道との交差点は、町内でも危険な交差点の一つであり、過去には死亡交通事故も発生しております。家屋の撤去により、交差点の距離の延長のほか、急勾配の緩和等の改良の可能性もあるかも知れません。国道との交差点協議は簡単ではありませんが、一つ可能性として検討する価値はあるものと考えます。こうした中、現在の空き家等特別措置法には、5年後の見直し規定が盛り込まれておりまして、自民議連は、今後、5年間の取組を総括し、新たな課題解決に取り組むとあり、2021年の通常国会でも改正が予定されておるといことが新聞報道等でもなされております。私としましては、このことに伴い、今後新たな補助金の制定などに期待するところであり、ご指摘の主旨も踏まえた上で、新たな条例制定を含め、より現実を踏まえた空き家対策を、前向きに検討して参りたいと考えているところでありますので、ご理解をお願いし、私の答弁とさせていただきます。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。7番、中野祥太郎君。

○7番 中野祥太郎 答弁ありがとうございました。現在、新聞に載っていたものなのですが、下関市で2021年から2025年にかけて中心市街地などに空き家の解体や活用の促進をする重点対策地区を新設する方針が表明されておりました。また、隣の萩市におきましても、略式代執行を、これ1件だろうと思う

んですけど初めてやられるという報道もありました。ということで、どこの市町につきましても同じような問題を抱えていらっしゃるわけなんでしょうが、ぜひ今町長が言われましたように、今町長が進めようとする「まちの縁側」に対しての一層重く考えていただきたいということと、これはですね、こうしたらという私の思いなんですけど、高知で以前、議会で視察に行かせていただいた中で、今一生懸命阿武町で空き家対策をしていらっしゃるんですけど、あそこでは、まだ使えそうな建物を家主さんがそのままリフォームするのではなくて、町が一応借りて、そして町が、あそこは市だったと思うんですけど、市がリフォームして住宅を何年契約かを決めて貸し付けるというような、空き家を出さない方法をとっておられ、おもしろいなと思っておりました。そういうことで、今阿武町では造成していただいたりとか新しく若い方を呼び寄せる、あるいは転出させないということをやっていますが、今の空き家を解いてそういった今度造成の代わりにそういうものをしてみるとかですね、とりあえず色々な事を考えて検討の中に乗せて、全国でこういうこともやっているんだとか、ちょっと調べていただいた中で、これいいんじゃないかなろうかというのをいち早く示していただいたらと思います。以上、どうでしょうか。

○議長 町長。

○町長 内容的に2つだと思います。1つは一番大事なポイントが、まずはもう特定空き家に該当するような空き家、これについては活用不可能というふうになるわけでありましたが、これにつきましても先ほど申しましたように、そのものが放置されることによって、ごく一般論から言えば、住民の安全、安心、生命、財産等に危害を及ぼす可能性のあるもの、例えば倒壊した時に通行人、あるいは通行車両等の上に倒壊しあるいは瓦等1枚であってもそれが例えば2階家から滑り落ちれば相当な衝撃が、身体に対する衝撃もありますしもちろんものに対する衝撃もありますけども、そうしたものがないようにしなければ

いけない。で、本人さん、所有者の方にいくら申し上げてもやはり多くの場合は、その所有者の相続人であったり所有者ははるか前にお亡くなりになり、息子さんあるいは娘さんあるいは孫といった方々、要するに相続人の方が都市部におられる、その方はもしかしたら自分が相続した空き家の姿すら分からないのかもしれないし、地元に対する思い入れといいたし、私の親はそこ出身だったけども私は関係ないよではないですけど、被相続人としての相続権があることは知っているけども、直接そのことが地域の皆さんにご迷惑をかけているというふうな意識が薄い、意識がある方はそれなりに自力でそれを解体して、それがあつたら迷惑するからねと解きますと役場の方にも相談に来られる方がいらっしゃいますし、業者を何とか斡旋していただけませんか、とかそういう方は今でもいらっしゃいます。でもそういう意識レベルが完全に地域の皆さんに迷惑をかけるとかそういう意識のない方がたくさんいらっしゃいます、私は相続した覚えはない、放棄はしていませんから法定相続人にはなるんですが、そういった方々はいくら頼んでもやっぱりお金を出さない方がいいですし、誰にも自分の周辺の人に迷惑をかけるのであれば色々考えますが、遠く離れた山口県の阿武町に暮らしていらっしゃる方に迷惑をかけるという意識は薄いので、なかなかやっていただけないというのが現状であります。しかし、それを今のように皆さん方の安全安心を守るためには、時としては行政代執行的なことをして、どうしても解かなきゃいけないものがあるというふうに思います。それをやはり所有者あるいは相続人の方に求めても不可能なものであって、先ほど申したように特別なものについてはやむを得ず町が執行するしかない、皆様の生命、財産を守るためには町がやるしかないというふうなものについてはやらざるを得ないと思います。その良い例が今回の井部田尻の家屋の話であります。ただ、やはりそれを全て町がやっていくとなると、さっきも答弁いたしましたけども、頼破りをすればいつか町がやってくれる、とい

う風潮を産んではまたならないというふうなことでありますし、あくまでもほぼ回収不能な出費でありますから、そこには相当な制約を設けなければならないと思いますから、そこらは今から検討しながら、やらないという方向ではなしに、現に1件やったわけですから、そういうふうなことは今からも皆さんの安全を守るためには、一定の相当ハードなハードルは設けなければなりませんけどもやっていかなきゃいけないのかなというふうな思いであります。

そして、もう1つは活用できる空き家の話です。高知県の話も聞きました。議会の報告の方も聞かせていただいて、たしかに活用できる空き家、今阿武町は、多分阿武町だけじゃないと思いますけども、今東京は4ヶ月連続で転出超過になりました。今までかつてないことでありますが、4ヶ月連続で転出超過、社会減の方向にコロナの影響が強いと思うんですけどなっている。そして、今このところ阿武町も本当に空き家が足りない、相談件数が増えています。空き家が足りない状態です。ですから、今ご提案のありましたように、使える空き家については普通の場合は民民で要するに借りたい方と貸したい方個人個人、中には空き家バンクということで町が介在しますが、原則は民民でありますから、なかなかその民民でうまくいかない、出しにくいという状況については先ほど申されましたような色んな方策があると思います。先ほど申された例は、準町営住宅のような雰囲気だと思いますが、使える空き家を町が借りて、そしてそこにリフォームを加えて借りたい方にお貸しするというふうな準町営住宅のやり方もありますし、例えば空き家について300万円なら300万円を限度に借りたい方にリフォームさせて、自分の好きなように、で、それを賃貸していく。それも言いましたら町営住宅の変則版みたいな感じですけど、そうなりますと、出し手の方も出しやすくなる、受け手が町ですから。そういうふうなこともありますので、そこらも今色々研究させていただいておりますから、今後、それらの研究の成果として何かの形で皆様にお示しできればというふう

に思っているところであります。以上です。

○議長 7番、再々質問はありますか。

(7番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。7番、中野祥太郎君。

○7番 中野祥太郎 答弁は結構ですが、今言われたように町長が選ばれる町をつくられる時に、所信表明でスピーディーさという話をされておられますので、ぜひ今話をスピーディーにお願いしたいということで終わります。

○議長 それでは、7番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○7番 中野祥太郎 続きまして、町長の進退問題について、を質問いたします。花田町長は、平成29年4月11日の阿武町長選において、無投票ではございましたが町長に選出され、早いもので来年の4月をもって任期を迎えられます。

花田町長は、これまで「打てば響く」をスローガンにされ、保育園の保育時間の延長、高校生までの医療費無料化、高校生の通学費軽減事業、町道路肩の整備事業、高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化や負担軽減など、町長就任時の所信表明の事業を早々に手がけられました。その後、第一次阿武町版総合戦略では、「選ばれる町をつくる」を基本理念として掲げ、「まち・ひと・しごとの創生」に取り組んでこられ、この流れに沿った「第2次阿武町版総合戦略」では、「森里海と生きる町」を基本理念に掲げ、中でも目玉の「まちの縁側拠点整備事業」としてキャンプフィールドとビジターセンターの整備に着手されているところです。この事業は、阿武町の未来を左右する大きな事業であり、是非成功を願っているところです。また、定住対策や雇用対策としては、柳橋分譲宅地の販売開始や、木箱製造業の誘致にも成果を上げられておられるほか、障害者福祉施設の宿泊施設整備にも取り組んでおられます。更に、皆様も記憶に目新しく、阿武町の合併問題以来の重大案件ではなかったかと思いますが、地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の配備計画において

は、福賀地区の皆様の方強い反対から、行政トップである町長自ら反対を早期に表明され、国に断固たる信念を持って対応されました。結果的には、迎撃ミサイルを発射した際に切り離すブースターを演習場内に落下させることが難しいという理由で、「イージス・アショア」の配備計画は突然停止となりました。これは福賀地区の皆様にとってはもちろんのこと、町民全員が今後も阿武町で安全に暮らせることが出来る重大な出来事であったと思います。

このように、「打てば響く」をスローガンに町民一人ひとりに寄り添う町づくり、チェンジ・チャレンジの精神を持って、町民の皆さんがより住みやすく、より豊かに、より安全に暮らせる町づくりに邁進されておられます。

そこで、町長にお伺いいたします。これまで町長の職を振り返って大変なご苦労があったと思いますが、阿武町の未来のため、問題点やこうしたら良くなるのではなかろうかといった政策、あるいは未来像を持っておられると思いますが、次期町長選への進退を含めて表明をお願いいたします。以上です。

○議長 ただ今の7番、中野祥太郎君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 ただ今は、中野祥太郎議員から、将来に向けた町の問題点や課題についての私の認識と、それらを踏まえた上での私の進退、具体的には次期町長選への出馬の意向についてのご質問をいただきました。

「光陰矢のごとし」と申しますが、私にとりましては「光陰は矢よりも速やかなり」といった心境であります。私が、2017年（平成29年）5月1日に町長に就任してから、早3年7ヶ月が経過し、残りの任期も5ヶ月弱となりました。

私は、立候補時に、チェンジ、チャレンジ「打てば響く、町民の一人ひとりに寄り添う町づくり」をキャッチフレーズに、子ども達、若者世代、壮年世代、子育て世代、高齢者世代がそれぞれに精神的にも身体的にも、そして経済的にも、より暮らしやすくより安全で安心な環境を整備することは行政の最大の使

命であり、「選ばれる町」となる必須条件であると考えています。そして、そのためには単独町政を堅持する中で、若者定住とこの条件となる雇用の創出、高齢者の福祉対策等あらゆる施策を総動員し、他の自治体になく他の自治体に先駆け一刻も早くかつ大胆に進めますと申し上げました。そして、当面取り組む具体的施策として、町民の皆さんに大きく7つの公約を致しましたが、ここで、若干時間をいただき、その一つ一つを振り返ってみます。

まず1つ目は、「女性の社会進出と働く女性の子育て支援を充実します。」と申し上げました。これにつきましては、先ほどもありましたが、就任早々にみどり保育園の保育時間の延長と土曜午後の保育に取り組まさせていただきました。また、保育料の軽減につきましては、国の保育料の無償化の対象とならない3歳未満児の保育料についても町独自に無償化することとし、合わせて国の制度で無償化にならない副食費も含めて、現在、みどり保育園の園児全員の保育料の完全無償化を実施しております。

次に2つ目に、「未来を担う子どもとその保護者の負担を軽減します。」と申し上げました。これにつきましては、所得制限等をせずに高校生までの全ての子どもの医療費の完全無料化を実施すると同時に、福賀地区及び宇田郷地区の高校生の通学費の軽減を図るため、通学に利用する町営バスの運賃を無償化し、また、山口市等での下宿等を余儀なくされている学生については、下宿代の一部助成も実施させていただき、保護者の負担軽減を図って参りました。

次に3つ目に、「高齢者の健康な暮らしの支援と生活しやすい環境をつくります。」と申し上げました。これにつきましても、高齢者のインフルエンザ予防接種の軽減を実施しておりますが、特に75歳以上の後期高齢者の予防接種につきましては完全無償化とさせていただき、これにより予防接種者が大幅に増加したところであります。また、高齢化が進む中で自治会の大きな負担となってきた道路愛護作業につきましては、労力負担の軽減のため地元と実施場所の

調整を図りながら、路面や路肩あるいは法面の舗装等も計画的に実施しております。大変喜ばれているところであります。

次に4つ目に、「若者が定住しやすい環境をつくります。」と申し上げました。これにつきましては、Iターン、Uターン世帯や子育て世帯、新婚世帯等に対する各種奨励金、あるいは住宅取得補助金、リフォーム補助金等の要件緩和や補助上限の大幅な引き上げを実施いたしております。また、柳橋分譲宅地の販売や町内各地への定住促進住宅の配備等により、人口の社会増減も、現在はほぼほとんど、あるいは若干ではありますが社会増、つまり転入超過の傾向で推移しております。ちなみに令和元年の1月から12月の暦年ではありますが、その暦年では、転出90人に対して転入が105人ということでプラスの15人です。ちなみにこれは、全国みなし過疎、あるいは一部過疎を除く全国で647の過疎といわれる市町村がありますが、その内、中国地方では上から2番目、全国でも上位15番目に位置する数字となっているところであります。

次に5つ目に、「内発的産業の振興と企業誘致による雇用の創出を図ります。」と申し上げました。これにつきましては、ゲストハウスやカフェ、リラクゼーション等の新たなスタイルの起業が生まれ、また、高齢化等により廃業の意向のある業態については、第三者への事業継承に取り組んでおり、成果も上がりつつあります。また、農業面では、町の戦略作物の1つであるキウイフルーツ、あるいは無角和牛につきましては、各種メディアへの積極的な売り込みにより露出度や知名度も上昇し「キウイフルーツと言えば阿武町」「阿武町と言えばキウイフルーツ」あるいは「無角和牛と言えば阿武町」「阿武町と言えば無角和牛」というフレーズが徐々に定着しつつあるように思っております。また、水産業では、地方創生事業を活用したウエカツプロジェクトにより魚の付加価値化と新たな流通が生まれ、一方で、海産物の衛生的出荷環境の確保と6次産業化、あるいは地域の拠点づくりとして、現在工事が進んでおります宇

田郷定置の加工施設につきましても、来春には竣工予定であります。該当する国県の補助事業がありませんでしたが、これにつきましては、何としても成功しなければなりませんので、町単独での財政支援を実施することといたしたところであります。産業面では、この他にも自伐型林業、農地中間管理機構を使つての圃場整備、間伐材魚礁の設置、スマート農業の導入、農業法人の支援、1/4ワークスの導入等々町独自の特色ある各種施策を鋭意展開して参りました。

次に6つ目に、「災害に強い環境整備を行います。」と申し上げました。これにつきましては、町の防災の要となる消防団について、装備品の近代化や数量の確保、定期更新、あるいは消火栓等の消防水利の増設につきまして、常に意を用いて参り、内容的には近隣に負けない状況であると自負しております。また、津波浸水想定地域への防災行政無線屋外スピーカーの配備につきましても、計画的に実施しているところであります。

次に7つ目に、「単独町政を維持し地域特性を生かした町づくりを行います。」と申し上げました。これにつきましては、単独町政を維持するための最大の課題は、やはり財源の確保と健全財政の維持であります。このため、国の動向等に常にアンテナを張り巡らし、国、県の補助事業等を上手く取り込み、有効活用し、一方でプライマリーバランスを常に念頭に置きながら、真水である一般財源の支出をいかに少なくするかが重要であります。幸いなことに、本町の財政については、この10月に県が発表した県内19市町の財政指標では、財政の健全性、弾力性を最も表しますのが「経常収支比率」であります。平成30年度が87.6%、令和元年度が86.6%となっており、もちろん低い方が良いわけではありますが、90%を下回っているのは阿武町のみであり、また一方で、収入に対する借金返済の割合の「実質公債費比率」につきましても、平成30年度がマイナスの1.1%、令和元年度がマイナスの1.2%と、これもマイナスは、阿

武町のみであり、いずれの指標においても県下で最も健全な状況が続けることが出来ました。

縷々申し上げましたが、改めて振り返りますと、就任後間もなく起こったイギリス・アショアの問題、そして現在進行形の新型コロナの問題等々、私はその時その時に、ま正面に向き合い、常に町民の立場に立ち町民の目線で精一杯取り組んだつもりでありますし、また、これと平行して、私が町民の皆様方にお約束した事業の大方のものについても、実施済みあるいは着手済みとなっております。このことは、議員各位を始め、町民の皆様のご理解とご協力、更に議会との良好な関係を基盤とした連携の賜であると感謝申し上げる次第であります。

こうした中、私は、大きな視点で言えば、この3年7ヶ月は、阿武町という土壤に地方創生、言い換えれば町づくりの種を播いて水をやり、今ようよう地表に芽が見え徐々に伸び始めた段階であるように思っております。もしかしたら、最初は町民の皆様には、私が何の種を播いて育てようとしているのか分かりにくい面があったかもしれませんが、今ここに来て、芽が見えはじめたことにより、随分とご理解あるいは励ましの言葉も実感しているところであります。先ほどから申し上げました1つ1つの事業は、アウトプット、事業をすることそのものが目的ではなく、アウトカム、そこから波及する成果、言い換えれば、阿武町の活性化あるいは人口定住が最大の目的であります。今、新型コロナを大きな転機として、実現し得なかった東京一極集中の是正が、ここに来て先ほども申し上げましたが、初めて東京においては4ヶ月連続で転出超過になったようであり、正に今、国民全体が目、そして人口動態が地方に向けられてきたわけであり、私たち一人ひとりがしっかりとこの受け皿となるべく、人ごとではなく自分ごととして自らの町を磨き上げ、これを力として地方創生を成し遂げなければなりません。その意味で阿武町においては、今、正に地表に出て

きて、伸び始めた芽を健全に大きく育てる新たな段階に来ていると思っております。そのためには、「第7次阿武町総合計画」や「第2次阿武町版総合戦略」に謳った各種の人づくり事業、交流事業、また、まちの縁側拠点整備事業等に代表される、今後を見据えた各種のまちづくり施策等を、しっかりと推し進める必要があります。そして、これを推し進めるためには、進むべき町の将来像を展望し思いを込めて計画を立案した私自身が、町のために、そして町民のために、今後とも先頭に立って、誰よりも汗をかかなければならない。また、しっかりと汗をかきたいと思っている次第であります。

議員各位におかれましては、ご支援賜りますよう心からお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

○7番、中野祥太郎 ありません。

○議長 再質問ないようですので、これをもって7番、中野祥太郎君の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

ここで、会議を閉じて15分間休憩します。

休 憩 13時54分

再 開 14時15分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 追加日程第1、議案第16号を上程

○議長 ここで、町長から議案第16号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議案としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第16号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○議長 追加日程第1、議案第16号、まちの縁側拠点施設新築工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 追加の議案第16号、令和2年度まちの縁側拠点施設新築工事の工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるもので、契約の目的は、まちの縁側拠点施設新築工事です。工事の場所は阿武町大字奈古地内、契約の方法は条件付一般競争入札です。契約の金額は5億5,000万円、契約の相手方は協和建設工業、波多野建設特定建設工事共同企業体、共同体の代表者は山口県萩市大字椿2370番地協和建設工業株式会社代表取締役田村伊正です。本案件は、道の駅阿武町に隣接する町有地に滞在型交流拠点施設でありますキャンプフィールドとビジターセンターを核とするまちの縁側拠点施設を整備することにより、町内に人・もの・お金の循環を促進し町の魅力増進と活性化を図ろうとするものです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(5番、清水教昭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。5番、清水教昭君。

○5番 清水教昭 1点ご説明、ご案内をお願いします。契約の相手方が協和建設工業と波多野建設ですね、これお二方企業体も阿武町外ですよ。それで、阿武町内からも、この予算の見積の中に査定で来られたかどうか、そして、一番良いのは阿武町が1枚企業体に噛んでおればいいんでしょうけど、ぴしゃっ

とその辺の経緯がもし分かればお願いします。

○議長 まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 今回の、まちの縁側拠点施設新築工事は3億円を超える大きな工事であるため共同企業体方式、いわゆるJVではありますが、一般競争入札を採用する一方で、地域活性化の観点から地元企業が受注し地域経済に貢献できるよう地方自治法施行令で定めのある事業所所在地要件として阿武町及び萩市に住所がある建設事業者を対象として条件付き一般競争入札を実施したところであります。結果として、3組の共同事業体の中に阿武町の事業者がなかったわけですが、阿武町で建築工事が行える事業者は小田建設株式会社と阿武建設株式会社の2社しかございません。共同事業体の条件に、相手方の1社を必ず阿武町の事業者を加えようといたしますと、はなから2組の共同事業体しか存在せず、事後に必ず会計検査もある中で、最低3社はないと適当な競争を確保することが出来ません。町内事業者の共同事業体へ不参加については、事情についてはよく分かりませんが、お声がけはあったというふうには伺っております。ただ、収益面など経営的な判断もあったのではなかろうかということも思っております。なお、落札された共同事業体につきましては、下請けや孫請けなどとして町内事業者を使っていただくように働きかけをしたいというふうに思います。

○議長 よろしいですか。はい。5番、清水教昭君。

○5番 清水教昭 今、共同企業体を組む時に2社ですけど、例えば阿武町のそういう建築業の方にもう1社絡めて3社の企業体ということはできないんですかね。阿武町以外で色々な各県を見たら3社のJVとかあります。だから、今回は金額も非常に大きいですし、そういう意味も絡めてやはり阿武町の企業が1社あれば、又考え方も変わってくるんじゃないかなと思います。いかがですか。

○議長 まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 共同企業体の入札参加資格の中に、出資比率が構成員数2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上ということで、3社の組み合わせもあったわけです。しかしながら、そういった諸般の事情の中でこの度は萩の業者2社という組み合わせになったというふうに思っております。以上です。

○議長 他にありませんか。質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第16号、まちの縁側拠点施設新築工事請負契約の締結について、原案のとおり決することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

散会 14時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長

阿武町議会議員

阿武町議会議員

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 清 水 教 昭

阿武町議会議員 田 中 敏 雄